

1. 議事日程

〔令和4年第3回安芸高田市議会 9月定例会第6日目〕

令和4年9月12日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第54号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）
日程第3	議案第55号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第4	議案第56号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第5	議案第57号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第58号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第59号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第60号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第61号 令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第10	一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	宍戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番 山本数博 4番 武岡隆文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市教務部長	育長	長	石永行	丸森内	伸初道	二男莊也	副危企建教財	市理画設育政	長監部長長長	米松猪大河宮沖	村崎掛田野宮田	公博公雄本伸	男幸詩司
市民部長			森道新高	藤岡近谷	俊修洋下	雅昭二子正晴		福祉保健部長兼福祉事務所長					
産業部長							建設部長						
消防部長							教育次長						
総務課長							行政課						
政策企画課長													

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	久城祐二
総務係長	藤井伸樹	主任主事	久山口涉

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○宍戸議長 定刻になりました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、3番山本数博議員、及び4番 武岡議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第54号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）

日程第3 議案第55号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第56号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第57号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第58号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第59号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第60号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第61号 令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

○宍戸議長 日程第2、議案第54号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件から、日程第9、議案第61号「令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの8件を一括して議題といたします。

本案8件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

金行予算決算常任委員長。

○金行予算決算常任委員長 おはようございます。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

去る9月7日付で、本委員会に付託がありました、議案第54号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」から、議案第61号「令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」までの8件の審査結果について報告いたします。

付託されました議案については9月8日に委員会を開き、審査をしました。議案第54号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」は、

既定の歳入歳出予算それぞれ7,216万5,000円を減額し、予算の総額を、204億3,954万7,000円とするものです。

補正の主な内容は、1点目として、通常分として、期末手当の支給月の引下げに伴う人件費や電力小売事業者の撤退に伴う電気料金の高騰分の増額などです。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対策は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、電気料金の高騰に伴う指定管理料の追加や、飼料価格の高騰に対する畜産農家への補助金などが主なものです。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は、次のとおりです。

総務部の審査においては、委員より「電力供給をしていた事業者の撤退に伴い、今後の電力料金はどのくらい上がるのか」との質疑があり、執行部より、「庁舎については、およそ1.8倍に上がっている」との答弁がありました。

産業部の審査においては、委員より「飼料価格高騰緊急対策事業について、補助金対象となる飼料は、TMR（完全混合飼料）は含まれているのか」との質疑があり、執行部より「TMRの中の輸入乾燥牧草を対象としている」との答弁がありました。また、委員より、「対象期間は、令和3年4月1日から令和4年6月30日までに購入したものとなっているが、6月30日以降に、新たに補助ができるのか。それとも今回で終了するのか」との質疑があり、執行部より「社会情勢上、これから先、この状態が続くようであれば、検討することになるかもしれないが、現在のところ、今回で終わるものである」との答弁がありました。さらに、委員より「対象が輸入乾燥牧草であるが、輸入に限定する理由を伺う」との質疑があり、執行部より「新型コロナウイルス感染症の長期化に、ウクライナ情勢及び原油価格の高騰、円安という状況の中であり、輸入品として価格が高騰しているため、対象とするものである」との答弁がありました。

次に、委員より「耕作放棄地画像診断アプリ導入委託料について、アプリを導入することで、どのような業務改善が図られるのか伺う」という質疑があり、執行部より「農地利用最適化推進委員が行っている耕作放棄地調査において、アプリ、AIの人工知能が衛星写真をもとに耕作放棄地を判断することにより、委員の調査が省力化を図るものである」との答弁がありました。

教育委員会の審査においては、委員より「工事費2,500万円の減額は、高宮田園パラツォの空調工事を中止して、暖房機器の借り上げに変更する」との説明に対し、「修繕は中止にするのか伺う」との質疑があり、執行部より、「現在の施設の状況について、できるだけ維持管理を圧縮する必要がある。また、調査の結果、工事費が高額であったため、空調の在り方を見直す判断をしたものである。どのような手法が一番最適か、来年度予算に向け、検討をしていきたいと考えている」との答弁がありました。

そのほか特別会計を含む各会計の歳入歳出について審査した結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第54号から議案第61号までの8議案について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○宍戸 議長 ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸 議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

金行予算決算常任委員長。

○金行予算決算常任委員長 大変失礼しました。

議案第54号の令和4年度一般会計補正予算(第5号)は、既定の歳入歳出の予算で、7,216万5,000円を私が読み間違えまして、「減額」と言いましたが、正しくは「追加」のほうで訂正します。

7,216万5,000円を「減額」ではなく、「追加」と訂正させていただきますので、大変失礼しました。

以上でございます。

○宍戸 議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸 議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、本案8件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸 議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件から、議案第61号「令和4年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの8件を一括して、起立により採決いたします。

本案8件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案8件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

委員の皆さん、ボタンの確認をお願いいたします。

[起立多数]

○宍戸 議長 起立多数であります。よって、本案8件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 一般質問

○宍戸 議長 日程第10、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でご

ざいますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間に含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質間に移る場合は、「次の質間に移ります」等の発言をし、明確に分かるようにお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

6番 芦田議員。

○芦 田 議 員

6番 芦田宏治です。

通告に基づき、大枠5点について質問します。

質問の前に、1か所、訂正をさせていただきます。

一般質問通告書の大枠1の(4)について、「65歳以上の4回目のワクチン接種」の「65歳以上」を「60歳以上」に訂正をお願いします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策と自治体の働き方改革について質問します。

新型コロナウイルス感染症第6波に続く第7波では、感染者数は、多くの市町において過去最多を更新しています。安芸高田市においても感染者数は急増しています。

令和2年11月8日に市内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて、令和3年9月24日までの約10か月間の感染者数は56人でした。昨年の10月から12月の3か月間は感染者ゼロでしたが、今年の1月には感染者数が200人を超える、その後、7月までは、月200人前後の感染者数で推移しています。しかし、8月は、この約5倍の1,000人を超す感染者が出ています。9月は、10日までで261人の感染が報告されています。

広島県は、急速な感染拡大を受けて、国に対してまん延防止等重点措置の要請を行い、1月9日から運用開始して、2月20日までの予定でしたが、感染が収まらないため、3月6日まで延長しました。3月6日以降は、6月中旬から第7波の勢いが止まらず、感染者は急増しましたが、緊急事業宣言やまん延防止等重点措置は発令されていません。

この間の安芸高田市における感染症対策は、主にどのようなことを実施したのか、伺います。

○宍 戸 議 長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長

まず、現在の状況については、担当する危機管理監から説明をさせます。

○宍 戸 議 長

続いて答弁を。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

本市における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、市長の下、全庁一丸となって、法令や国・県の方針に基づき、市民への感染拡大防止対策の周知啓発、そして、ワクチン接種などを中心に取り組んでまいりました。これらに加え、地域の感染状況に応じて、市主催イベントや会議の中止・延期、そして、公共施設の利用制限などを行ってきたところでございます。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 今、答弁がありましたように、安芸高田市での対策の説明をしていただきましたけど、安芸高田市では、県のまん延防止等重点措置解除後も、市独自の対策に取り組んでおり、公共施設の営業の一部を規制したり、幼稚園、保育所、認定こども園の園庭開放休止などの対策をしています。何より感染状況を見ながら対策を取ることは、市民へのコロナ対応の位置づけの面でも効果があると思います。対策は、13回延長されています。まだまだ油断できない状況が続いています。

次の質問に移ります。

マスクの着用や手洗いを徹底して、3密の回避を心がけるなど、コロナ対策で国が推奨していることを実践しても、全国的に感染者数が急増しています。

新型コロナウイルスの感染拡大が問題となった初期の段階の令和2年2月25日に、新型コロナウイルス感染症対策本部が新型コロナウイルス感染症について、感染経路は、せきやくしゃみによる飛沫感染と接触感染で、空気感染は起きていないと考えられると報告しています。それによって国内の感染対策も、飛沫と接触による感染との想定から、マスクとアルコール消毒や手洗い、アクリル板の設置が推奨されてきました。

その後、国立感染症研究所が今年の3月28日に空気感染を認め、7月14日に開かれた新型コロナウイルス感染症対策分科会でも空気感染に触れ、効率的な換気の重要性を提言しています。もっと早く空気感染が分かっていたらという思いはありますが、今からでも遅くはないので、市も今までの対策に加え、空気感染を防ぐために、市民に換気を徹底するよう指導することが大切だと思います。

1時間に1回という定期的な換気の実施だけでなく、二酸化炭素濃度測定器での換気の測定により、状況に応じた適宜適切な換気を行うことが重要だと思います。まず市役所が率先して、市役所の中で人が集まる主要な場所に二酸化炭素濃度測定器を設置し、換気による感染症対策に積極的に取り組み、それを安芸高田市全域に広めていくことが重要だと思います。市役所で二酸化炭素濃度測定器を設置する考えがないか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 結論からお答えすれば、既に市役所では対応しています。というのは、先ほど説明があったとおり、国の判断は、かなり遅かったんですけども、世界は先駆けて空気感染、厳密に言うとエアロゾルというものなんですが、この感染力に警告を発していました。WHOであったり、アメリカの保健当局ですね。

そんなのニュースに出てるので、それを見て既に、かなり前から、そ

のような指示を出しています。

同時にですね、先ほど換気の話もあったんですけれども、二酸化炭素測定器を用いて換気の状況もチェックしています。その結果、市役所の庁舎内であれば、1時間に1回の換気で十分な環境が保たれているという結論もまた得ています。

さらには、市民の方へというくだりもあったんですが、お太助フォンでですね、私、何件かメッセージを出しています。なかなか過去の分と聞き比べることはないかもしないんですが、文言がちゃんと変わってます。ちょっと前までは3密の回避ですね。手洗い、マスクの着用というのを強調していたんですけども、最近、それ言わなくなっています。言わない代わりに、換気をとにかくしてくださいと。そっちに集中しています。それが市としての対応、これまでの対応。

そして、これらの話も少しだけしますと、市役所の持っている測定器の数に少し余裕がありますので、イベントなど人が集まる場所において、貸出しも行っていく計画でいます。

○宍戸議長

答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員

市長から答弁がありましたように、換気について、もう以前から積極的にやっているということで、非常に安心しました。特に測定器の貸出しもやっていくということですので、ぜひ積極的に貸出しをしていただけたらと思います。

次の質問に移ります。

先ほど答弁がありましたけど、まずは行政で取組を進め、次は飲食店など、不特定多数の人が出入りする商業施設においても二酸化炭素濃度測定器を導入し、換気を徹底して、誰もが安心して訪れることができる飲食店や商業施設にすることが大切だと思います。

安芸高田市では、市役所も飲食店も、人の集まるところには必ず二酸化炭素濃度測定器が設置されていて、換気も徹底していたという話が聞かれるようになれば、人の動きも変わってくると思います。市役所だけでなく、市内のあらゆる商業施設の換気を徹底するために、二酸化炭素濃度測定器の購入費を補助して、導入を促進する考えがないか、伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

現在のところ、この商業施設等の測定器購入を補助する計画はありません。というのは、換気については各事業体、事業者が定めるガイドラインに沿って運用されているという認識があるからです。

実際、この二酸化炭素濃度測定器というのは、性能の高い低いによって価格もいろいろあるんですが、大体1万円ぐらいで購入できます。1個1万円ですね。それほど大きな負担ではありませんので、きちんとそれぞれで換気をしようと、その意識を持たれているのであれば、十分許

容される投資になろうかと思います。

実際、私がよく行く温水プールの更衣室なんかに、ちょっといつからか記憶にないんですけども、ちゃんと測定器が備えてあってですね。常時安全な基準というのが示されて、見える化されている状態です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 先ほどの説明がありましたけど、測定器を貸出しもしますということですので、すぐに購入することができなくても、ぜひ市役所の測定器を借りて、二酸化炭素濃度を測定することの重要さも確認してもらったらと思います。特に二酸化炭素濃度測定器には、いろいろ種類があって、価格もばらばらです。経済産業省が測定器選定のガイドラインを策定しているので、それを参考にすると、精度のよい測定器が見つかると思います。

それと、感染症の第7波では、子どもや高齢者の感染が増えています。小中学校や保育所、幼稚園、高齢者施設なども二酸化炭素濃度測定器を導入して、換気が徹底できるようになればと思います。

次の質問に移ります。

感染予防のため、各自治体ではワクチン接種を実施しています。安芸高田市の場合、7月下旬から4回目の接種が始まりました。接種が始まつて1か月もたたない8月上旬に「オミクロン株に対応した新しいワクチンを10月から接種を開始する方針」という新聞記事が載りました。

今打っているワクチンは、オミクロン株に効くのだろうか、オミクロン株に対応したワクチンが10月から始まるのなら、4回目の接種をやめようかという声もよく聞きます。ワクチン接種の現場では、現行の4回目のワクチン接種に影響が出ていないのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

現行のワクチン接種への影響については、先週の自治体向けの説明会を受けて、課題があることが分かりました。

本市では、既に希望される60歳以上の方や医療・介護関係者の4回目のモデルナ製ワクチンの集団接種を終えています。

これから、9月23日から30日には、ワクチン接種年齢が12歳以上の3回目まで、18歳以上の4回目について、従来のファイザー社製ワクチンによる集団接種を安芸高田市文化センターにおいて開設し、予約も受けて実施を準備していたところです。この接種会場において、新しいワクチン接種を実施できるかというのが、差し迫っての大きな課題となります。

現段階では9月の4週目に配送予定と聞いておりますが、入荷が間に合うのか。また、接種間隔は何か月か。また、実施する場合、皆さんへ従来型と新しいワクチンの選択希望を聞きながら対応しなければならないなど、現在、医療事故などが起きないよう会場運営方法を検討中です。

情報が少ない中ですが、あらゆるパターンを検討しながら、市医師会

や関係機関と連携し、準備を進めていきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 詳しい現時点での状況を説明してもらえたので、よく分かりました。担当の健康長寿課のほうは、現場のほうの対応が大変だと思いますけど、1回目から2回目、3回目と、県平均、また、全国平均よりも、はるかに安芸高田市の接種率は上回っていますので、4回目も、ぜひ引き続き接種率が上がるようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症は、終息の気配もなく、日本でも経済や社会活動に大きな影響が出ていますが、唯一プラス面の大きな変化としては、国が働き方改革の一環として推奨しながら、なかなか進まなかつたテレワークが一気に前進したことです。

先日、民間企業に勤務している知り合いに、テレワークの取組について話を聞きました。コロナ対策のためテレワークを導入し、会社に来る社員の数を50%以下にするという指示が出ているとのことでした。本人は営業を担当していて、会社に出勤するのは月に3日から4日で、通常は在宅勤務で、電話による営業と、必要に応じて客宅に会いに行くということです。

最初はテレワークで仕事がうまくこなせるのか心配だったと言っていましたが、実際にテレワークをやってみると、今は全く問題がなく、社員の多くがテレワークにうまく対応しているので、コロナが終息しても今の仕事のスタイルが元に戻ることはないだろうと話していました。民間企業では、テレワークが一気に進んでいるようです。

市役所でもテレワークを導入しています。コロナ感染症対策で、分散勤務にすることが目的と考えられますが、市役所内の感染対策には有効な選択肢の一つだと思います。今後、窓口業務などを除き、テレワークの導入がますます拡大される可能性が高いと考えられます。

市長は、今後、市政を進めていく上で、テレワークの導入における労務管理の在り方など課題があると思いますが、現時点でのテレワークをどのように評価し、それに基づいて今後の仕事の進め方、市役所における仕事の在り方についての将来像をどのように考え、今後の市政にどのように生かしていくと考えているのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 テレワークは、市役所においても、やはり働き方改革を進め、生産性の向上に寄与していると捉えています。ただしながら、そもそもテレワークができない、適さない業務が多く存在するのもまた事実です。その意味では、やはり市役所の業務を根本的に見直していく取組が、その必要性があると考えています。すなわちDXというものです。

また、自治体運営という観点で少し申し上げると、今後、テレワーク

の活用を通して多様な人材を集め、そして育成していく、これによって市役所という組織を強化していきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 関連して質問をします。

今年度購入したテレワークのための在宅勤務用パソコンの運用・管理については、特に個人情報保護などの観点からも、セキュリティ対策が極めて重要です。職員に対する危機管理意識の徹底などコンプライアンスを含め、意識教育などはどうのようにしているのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 現在、テレワーク用のパソコンは、70台用意してございます。いわゆる担当であります財産管理課のほうで管理をしております。

また、全般的なことですけど、いわゆる庁内で使うネットワーク等々のこと、あるいは、今のようにテレワークで使用するパソコンですね。そういう取扱い等については、年に情報のセキュリティ研修というのをやらせていただいております。管理職を通じて、そういうところの徹底を図っておるところでございます。

以上です。

石丸市長。

○宍戸議長 少し付言しますと、先般問題になったＵＳＢというような外部記憶装置の扱いについても再チェックをかけました。全量をですね、どこにあるのか、ないのかというのを確認し終えて対応しています。ちなみにですが、よく分からなって、どこにあるか分からない数がかなり多かったのは議会事務局ですので、議員の皆様におかれでは、改めてセキュリティ、そしてコンプライアンスの意識を持っていただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 セキュリティ研修等もしっかりと行っているということで、引き続きセキュリティ対策については、万全の態勢で臨んでいただきたいと思います。

2番目の質間に移ります。

2番目から4番目の質問は、市の財政が厳しい中で、歳入を上げて、歳出を下げるための取組について質問します。

まず、安芸高田市民間提案制度について伺います。

安芸高田市民間提案制度の運用指針が策定され、6月6日から提案書の受付が始まっています。この民間提案制度は民間事業者から、市が保有する公共施設、土地・建物に関して、公共サービスの向上や効率化、財政負担の軽減に貢献するものや施設のサービスなど利活用するもので、市の財政負担や業務負担を生じさせない提案を対象として、募集をかけ

ています。

既に、この民間提案制度で成果を上げている自治体もたくさんあります、市としては画期的な事業だと思います。

今回の対象となる施設は、旧八千代学校給食センター、八千代の丘美術館、旧来原小学校、美土里体育センター、旧小田甲立小学校プールなど、9施設です。

民間企業の技術やアイデアを取り入れることで、市の財政負担が軽減され、サービスを向上させることができるのは大きなメリットだと思います。9月5日が提案書の締切りとなっていますが、参加する企業や団体等の反応について伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

行森総務部長

○行森総務部長

現在、受付を終了したところでございます。これから審査等に入っていくということでございますが、9施設に対しまして、合計17件の問合せがございました。最終的には2施設に対して、合計2件の応募ということでございます。

特に印象としまして、相談等に来られる企業は、この制度に対して非常に好印象であります。制度化して実施することは、効果的な制度だというふうに考えております。

今後は、提案者の審査、採択となった事業の詳細協議等を経て、契約締結となります、民間のアイデアを生かした公共サービスの向上、財政負担の軽減を目指していきます。

以上です。

○宍戸議長

答弁を終わります。

芦田議員

○芦田議員

民間企業の関心が高いのは非常にいいことだと思います。今回、民間からの提案がなされなかった施設については、今後どのようにしようと考えているのか、伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

行森総務部長

○行森総務部長

改めて、これ以降も募集をしていくという考えもございますが、いわゆる提案を、ホームページ上で施設を挙げておりますけど、そこに全然提案がなかったということになりますと、いわゆるこれは、廃止という施設の形態でございますので、そのようにも思っておりますが、再度、改めて例えば公募であるとか、競売であるとか、そういうやり方を検討するというのも選択肢があるのかなというふうに思います。

以上です。

○宍戸議長

答弁を終わります。

芦田議員

○芦田議員

次の質間に移ります。

民間提案制度は、市の公共建設物の総延床面積を20年間で30%削減す

るという目標に向けた取組の一環にもなると思いますが、この提案制度は、市の公共施設をどこまで対象にして、今後どのように進めていくのか、将来計画について伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今、御指摘があったとおり、この制度は、市の公共建築物の延床面積を削減する、その後押しになる制度です。同時に、民間の活力ですね。これによって経費の削減であったり、より有効な活用、これも狙えますので、今後は、今まだ稼働している施設も対象に含めて、運営をしていきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 民間の技術や培ってこられたノウハウを活用して、施設の新しい活用方法が生まれてくるのは、施設の長寿命化にもつながるので、積極的に取り組んでいってほしいと思います。

3番目の質問に移ります。

市の提案制度の推進について伺います。

職員提案規定では、職員の事務改善の提案を奨励することにより、職員の市政運営への参画意欲の高揚と事務の効率化を図るとあります。この提案制度については、6年前の平成28年3月定例会で一般質問をしていますが、そのときには、提案は1件もありませんでした。その後の提案状況について伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 提案の提出状況でございますが、先ほど平成28年度というふうに言われましたので、それ以降ということで、令和2年度が1件でございます。令和3年度5件、令和4年度2件。

以上でございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 市の職員数からすれば、今、令和2年から令和4年まで8件ですけど、提案提出されている件数があまりにも少ないと思います。この提案制度を有効に活用するためには、提案提出を活性化させる必要があると思いますが、活性化について、市長の考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

(休憩動議の声あり)

○宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

~~~~~○~~~~~

- 宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
石丸市長。
- 石丸市長 ただいま芦田議員から、この提案が少ないのではないかという御指摘があったんですが、私は全く、そのように思いません。なぜならばですね、その前のところで部長が優しく言ってしまったので、現実が伝わらなかつたんですが、改めて申し上げます。
- 提案があつたのは平成21年度が3件、以降ゼロです、10年以上も。その平成21年なんですが、3件提出されて、採択ゼロです。なので、やっぱり10年間なくなつたんじゃないでしょうか。
- そして、こうした休眠状態にある制度を復活させるために、昨年の7月に既に制度の見直しを行つています。審査方法を改めて、人事とも連携させるという取組です。これによつて昨年度は5件提出があり、そのうち2件を採択しています。今年度については2件ですけれども、そのうち1つを採択という状況です。
- こうした取組からも明らかなどおり、職員の仕事に対する意識、意欲、これを十分に引き出すことで組織の生産性を高めて、これからもいきたいと考えています。
- (休憩動議の声あり)
- 宍戸議長 暫時休憩いたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午前10時48分 休憩
- 午前10時48分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
続いて答弁を求めます。
- 石丸市長。
- 石丸市長 失礼しました。
令和3年度ですが、5件提出があつて、3件採択されたんです。2件ではなく、3件です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
- 芦田議員。
- 芦田議員 市の財政状況が非常に厳しい中で市長は、事業を細かくチェックして、経費削減の取組を進めています。今年度の予算編成にもその成果が出たということですが、これにプラスして、職員一人一人が仕事の無駄、むらも改善提案をしていけば、必ず事務改善と大きな経費削減に結びついていくと考えます。職員の提案がさらに毎年、増えていくことを望みます。
- 4番目の質問に移ります。
- ふるさと納税の取組について伺います。
- ふるさと納税については、平成20年からスタートしていますが、平成27年までの8年間の寄附額の合計は、僅か300万円でした。しかし、平成

28年度にポータルサイトを導入して以降、ふるさと納税の実績が急激に伸びています。

資料によりますと、令和3年度のふるさと納税の実績は、一般寄附が約9,000件で、約1億9,580万円、災害寄附が約1,000件で、約1,880万円となっており、合計では約1万件の2億1,400万円となっています。

人口減少が続き、交付税が年々下がっていく中で全国の支持者による、この多額な寄附額は、市がいろいろな事業を進めていく上で、非常に有効に働いていると思います。

返礼品の選定が寄附額に大きく影響すると思いますが、寄附額アップに向けてどのような点に、特に力を入れて取り組んでいるのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 これまで返礼品の登録数やバリエーションを意識して開拓を進めてまいりましたけれども、品目によっては選択肢が細かくなり過ぎて、寄附者に返礼品選びの負担を強いているのではないかとも感じております。この辺りでシフトチェンジを行い、寄附者から選ばれやすい返礼品の絞り込み、品物の魅力をしっかりと伝える、クオリティーの高いウェブページづくりに力を入れることが寄附額のアップにつながると考えております。

また、新たな切り口として、キャンプなどの体験型の返礼品も充実をさせていきたいというふうに考えております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 ふるさと納税には寄附者への返礼品やポータルサイトの運営会社の手数料なども入ります。それらの経費を差し引いた実質収支は、幾らくらいになるのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画部長 ふるさと納税に関しましては、平成31年4月に国が、その基準を示しております。この基準というのは、返礼品の割合を3割以下にすること。それから、適正募集基準といいまして、募集にかかる経費の総額を5割以下にするということでございます。

本市も、それ以降、その基準に合うように内容を、見直しをしておりますので、約半分の50%近いものが経費としてかかっております。差引きでいいますと寄附額の全体の半額、50%ぐらいが収入分となります。これは、収入として受けたものについては、それを全て基金のほうに積み立てて、経費は別にかかるというふうに整理はしておりますので、使える額というのは全体、寄附をいただいたものが全て使えるということで考えております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員

ありがとうございました。

経費を差し引いても約50%の収入があれば、いろいろな事業に取り組めるので、ふるさと納税の寄附額アップに、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次の質間に移ります。

今度は、「サンフレッヂ広島」「郡山整備」「高校魅力化」といった寄附金の活用方法のテーマを示した形で、寄附募集をすると言われています。その狙いについて伺います。

○宍 戸 議 長

答弁を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長

近年の傾向といたしまして、寄附者の意思が具体的な事業に反映されるよう、寄附金の使途を明確に打ち出す自治体が増加をしてきております。

本市においても、高校の魅力化という部分につきましては、今年度、吉田高校の生徒が作りましたブドウを返礼品に追加をし、寄附金の一部を関連事業に活用することとしております。

また、サンフレッヂ広島、郡山整備などにつきましては、それぞれチーム創設30周年、あるいは毛利元就入城500年という区切りの年でもありますので、この機を逃さず、関連して実施する事業の紹介をふるさと納税サイトでも積極的に行っていきたいと考えております。

○宍 戸 議 長

答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員

説明いただいた、この3つのテーマは、安芸高田市の地域おこしの中心にもなるものです。寄附募集を通して全国に発信すれば、よいPRにもなると思います。

5番目の質間に移ります。

安芸高田市の総合計画の見直しについて伺います。

これまで総合計画については、地方自治法において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。

なお、改正法の施行後も法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について、議会の議決を経て策定することは可能であることを定めてあります。

安芸高田市は、平成26年3月に安芸高田市総合計画策定条例を定め、2015年から2024年までの第2次安芸高田市総合計画を策定し、今年が8年目となっています。

10年の総合計画を策定しようと思ったら、準備期間と合わせて2年はかかると思います。仮に2025年以降の第3次総合計画を策定する場合、

来年度から準備に取りかかる必要があると考えます。

市長は、2年後の市の第3次総合計画の策定についてどのように考えて
いるのか、伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

今、御指摘があつたとおり、総合計画の策定義務というものは、な
くなりました。ただ、それでも市の基本方針を持つ、その必要はあると
考えています。ただ、この場でも何回かお話をしたことがあるんですが、
例えば10年というスパン、期間は長過ぎると思っています。これだけ經
済情勢、そして社会情勢が目まぐるしく変化する時代ですので、もっと
短く、5年よりも短い期間での計画、指針というものが適當ではないか
と考えています。

○宍戸議長

答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員

総合計画がどのように生まれ変わるのが分かりませんが、これから
の世代を託す若者や子どもたちが大きな夢と希望の持てるような安芸高
田市の総合計画ができるることを望んでいます。

私の一般質問を終わります。

○宍戸議長

以上で、芦田議員の質問を終わります。

ここで、換気のため、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

5番 新田議員。

○新田議員

5番 清志会 新田和明でございます。

通告に基づき大枠1点、質問します。

耕作放棄地の今後の対応について。

令和2年第4回定例会一般質問において、耕作放棄地の対応の答弁に
「耕作放棄地の抑制は農地マッチングをやる、これは当然市として考
えられる対応であるので、力不足感は否めないが、やっていくしかないと
考えている」また「耕作放棄地が今どこで、どれくらいあるのか、実際
のところ、市役所で把握しているもの、情報としては限りがあると感じ
ている。まず、この現状把握、これを進めていきたいと思う」との答弁
でした。

①農地マッチングの取組状況を伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

まず最初に、今の御説明が、非常に聞こえが悪いといいますか、印

象を悪くしていますので、まずそこから認識を改めます。

どうにも言い方ですね、市の対応が力不足のような印象を与える説明になっている。それを私が言ったかのような説明だったんですが、そのときの答弁は。

(どう考えても話しがそれていますとの声あり)

○石丸市長

はい。このようなものです。まず、耕作放棄地の問題は、日本全体に共通すると、よろしいですか。抗い難い大きな問題です。ゆえに、ダメージコントロールですね。いかに被害を抑えていくか、それしかない非常に厳しい状況だと。全体感をまず説明します。新田議員に対してです。その中で、市としてはやっていく。しかも、解決策としては力不足感が否めないという描写になっています。

市の取組が力不足などということは全く言っていません。これ瑣末な変化に聞こえるかもしれないんですが、全然違いますよ。例えば、新田議員は無力ですと。何ってなりますよね。でも、大自然という驚異を前にした新田議員は無力ですと。そうだ、そうだと。

全然違いますね。これが印象、その操作というものです。

議員が議場で発言する際には、非常にその発言は重みを持ちます。知りませんでした、分かりませんでしたでは済まない世界です。しっかりと意識を持って注意をしていただきたいと思います。

その上でなんですが、農業マッチングの状況については、担当部署より説明をさせます。

引き続き答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

農地マッチングは、農業委員や農地利用最適化推進委員によります農地利用の調整、あっせん、農地中間管理機構による農地の中間管理業務となります。

この取組につきましては、高齢化や担い手の不在などで耕作できなくなった農地の相談を受けた場合、農業委員や農地利用最適化推進委員にも相談し、隣接農業者や担い手へのあっせん、これを行っております。

また、新規就農を希望される方についても、就農形態や就農希望地域の要望を聞き、そのあっせんを行っております。

○宍戸議長

答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員

今、大体説明で理解したんですけども、私が思うのには、農地利用最適化推進委員さんというのが一応大きな、貸し手と受け手をマッチングしていく中核になられるのかなと、そのように感じております。現場、周りの方も、そういう話もお聞きさせていただいて、それぞれの状況を貸し手、それから借り手、それぞれの状況をよく理解されて、細かいところの配慮ができる方が必要ではないかなというのは、農業者の方と話す中で感じましたので、その辺をもう一度、市として、そういった農業委員さんも含めて、そういったところに再度アドバイス等も含

めて、御指導されるかどうか、最後、1点ほど伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

農地利用最適化推進委員さんにつきましては、農業委員会の中の農業委員さん、これとは別にいらっしゃるものになります。農業委員さんが少ない中で、それを補うものとして、この推進委員さんがおられます。

そういったところで地元と、より密着してですね、それを担っていた方々になっております。そういった耕作放棄地につきましても、そういう確認も含めて順次、いろいろとやっていただいておるところでございます。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

次に入ります。

それでは、現状の把握状況を伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

(休憩動議の声あり)

○宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時17分 休憩

午前11時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

市長から反問権の申出がありましたので、許可いたします。

何か補足があるかなと待ってたのですが、ないようすで反問権で問います。

現状のと言われたんですが、何の話でしょうか。何の現状か、教えてください。

○宍戸議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

新田議員。

荒廃農地と遊休農地、この2点を伺います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

以上で、反問権を終了し、議員の質問に戻ります。

石丸市長。

まず、出だしがですね、耕作放棄地が云々とあって、今の耕作放棄地の現状について問うということだったんですが、であるとするならば、この点も改めて認識をたださなければなりません。

先ほど新田議員が自身で言われた、新田議員自身の一般質問、その中で、こういうくだりになっています。関係人口の話をされたんですね。そして、それを調べてくださいと。それに対して私も、それが大事だと

思います。地域の皆さんに手を貸していただきたいと。その取組を進めていきたいと。

(ちょっと話しがずれてるんで…との声あり)

○宍戸議長

○石丸市長

答弁を続けてください。
勝手な発言はやめてください。議場ですので。
その際に、まずは現状把握、今どこが、どれぐらいになつたのかと。広島弁ですが、今どこが、どうか、これを把握していくと言いました。ですので、これは関係人口について、私は把握していくと言った。そういう答弁です。

それをですね、どこで、どうねじ曲げたのか分からんのですが、耕作放棄地が今どこで、どれぐらいあるのか。実際のところ、市役所で把握している、これ、さっきのですよ。実際のところ、市役所で把握しているものを情報としては限りがあると感じていると。そんなこと言つてません。市長がちゃんと答えないと一般質問しないとか、いいかげんな発言が多過ぎです。

○宍戸議長

市長に申し上げます。

質問に答えてください。

○石丸市長

では、戻しますね。

この場では発言が記録に残りますし、それに基づいて建設的な議論をしていかなければなりません。人のせいにして何かを問う、過ちをただすような、むしろ、過ちを広げるようなことは厳に、まず謹んでください。

現状については、担当部長から説明させます。

続いて答弁を求めます。

森岡産業部長。

まず、耕作放棄地ですけれども、毎年、農地利用最適化推進委員により耕作放棄地調査を行っております。令和3年度は196ヘクタールと、年々増加をしております。

農業委員会でのあっせんについては、各委員が管理できなくなった等の相談を受けたときなど、それぞれあっせんして、耕作放棄地防止に努めています。

農地中間管理機構の貸付希望農地リストの公表は、17筆だけでありました。また、農地中間管理機構については、農地を貸し付けたい人に対し、借り受けたい人が圧倒的に少ないのが実態で、圃場整備などの各事業等の要件から、機構を通した利用権設定にとどまり、実際の農地の受けあっせんまで行えておりません。

○宍戸議長

答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員

では、その増えていく中で、例えば原野に戻したいとかですね。山沿いで、もう稻作も、畑としても、もう厳しいといった方で、もう原野に戻して、山として管理していきたいと、そういう話はございますか。

1点、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 実際にそういった、やっぱり山寄せのところについては、そういった思いを持っておられるという方もおりますけれども、やはり農地として守っていく必要性、そういったところもありますし、農地からほかの地目に変えるというのも、これも農業委員会にかけて、許可を取っているというのもありますので、そういった手続きを踏む必要もありますし、まずは、相談に来ていただいたときには、やはり残していくという話もさせていただいておるところです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 次に入ります。

国費等で整備された大型圃場や整備されていない圃場など、農業者が不在となり、荒廃した土地が増え続けています。これまででは地域の話しにより、人・農地プランを作成し実行してきましたが、今後は高齢化が加速し、農業者の減少で耕作放棄地がさらに拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。そのため農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等を含めた取組を加速化することが喫緊の課題と考えます。

農地の集約化などすることにより、受け手となる農業法人の利用促進につながる次の2点について考えを伺います。

まず最初に、過去に国費等で整備された圃場については小規模なものが多く、大型機械の耕作に適さないものもあり、それを再整備していく考えはないか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

まず、こちらも答弁の大前提になる質問について、しっかりと確認をしておきますが、今おっしゃった原稿でいうと「これまでから喫緊の課題と考えています」、このくだり、さも自分で考えたように読まれましたが、農林水産省のウェブサイトに載っている文章そのままで。これ、学生がレポートに出したら。

(「議長、だったらどうしたいのか、よく分からんんですけど」の声あり)

○宍戸議長 市長に申し上げます。

答弁をしてください。

質問に答えてください。

○石丸市長 答えますよ。静かに聞いてください。

(「いや、静かにできない」の声あり)

○宍戸議長 新田議員、発言を許可しておりません。

質問に答えてください。

○石丸市長 まず、このような質問は、社会的に認められません。学生であれば怒られますし、職業であれば職を失います。議員でよかったですですね。民間企業では到底許されません。

その上で、何でこんなことを言ってるか、すごく大事なんですよ。この後に続くからです。

さっきもちょっと言ったんですが、新田議員は、市長がちゃんと答えないから一般質問をしないと言われたんですね。なので、私がどこまでちゃんと答弁するかというのが。

○宍戸議長 市長に申し上げます。

質問に答えてください。

(「黙って聞いて下さい」との声あり)

(「皆さん、いろいろ見られているんですよ」の声あり)

○宍戸議長 新田議員、発言を許可しておりません。

(「黙ってください」の声あり)

(「『黙ってください』の発言はいいんですか議長」の声あり)

○宍戸議長 新田議員に申し上げます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時27分 休憩

午前11時27分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

市長、答弁を続けてください。

○石丸市長 はい。改めて仕切り直しますが、市長の答弁がちゃんとしていないというので一般質問をされなかったわけなので、私のこの質問がちゃんとしたものであるという前提で聞いてもらわないと困るんです。よろしいですか。

答弁にお答えすれば、あるともないとも言えません。これをもって市長がちゃんと答えないといふ。また言われては困るから今説明をしたんです。前もって、くぎを刺したんです。なぜ私がこのように答えたかといえば、圃場整備を知っている人であれば、この答弁で納得できます。それはそうだよなと。ですよね。お分かりになりましたね、今の答弁。

もしこの答弁で分からぬ、圃場整備について仕組みが分かっていないといふのであれば、重ねて御質問をお願いします。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 市長がおっしゃることがよく分かりません。残念です。

農家の方は小規模で古く20年前以上に、小さな圃場を何とか大きくしたけれども、実際、大きな機械が入らない、大変だということも聞いていました。

それ市長が答弁されないということで、もう次に行きますので。

過去に一度も圃場の整備が行われていない遊休農地に、基盤整備事業を活用した整備の考えについて伺います。

(「議長、休憩を」の声あり)

○宍戸議長 市長に申し上げます。

(「休憩を求めたら、納得できないんじゃないですか。進みます? 今おかしいですよ、議事が」の声あり)

○宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時29分 休憩

午前11時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

新田議員、先ほどの発言でいいですか。

○新田議員 いや、というのが全議員が、じゃ最後、しゃべって終わりということで理解していいですかね。そうじゃないこともあったと思うんですね。

ですから、市長がもう答えたくない、私は理解できないということでお、もう1番は結構です。

(「それが駄目だと、前確認しましたよね、議長。」の声あり)

市長、今私がしゃべってるんですよ。

(「議長、注意してください」の声あり)

答弁する気がないんだったら、もう・・・。

(「議長、止めてください。質問しないから答弁できませんよ」の声あり)

○宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時31分 休憩

午前11時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 会議を再開いたします。

新田議員に申し上げます。

1番の質問に戻って対応してください。質問してください。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

○新田議員 ①過去に国費等で整備された圃場について、小規模なものが多く、大型機械の耕作に適さないものがあり、それを再整備していく考えはいか、伺います。ここでお願ひします。

- 宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長 やり取りをやり直されるということですので、では、やり直せるところから行きますね。
御質問に対しては、まず、あるともないとも言えません。これが答弁になります。
なぜならば、圃場整備について知っている、理解できている方なら、これで納得できるからです。もし知らない、分からぬ、何を言ってるのか分からない、さつき御自身おっしゃいましたよね、分からないと。であれば、どういうことですかと重ねて質問をしてください。答えます。決して私に答える気がないと、ありもしないことを言い切らないでください。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
新田議員。
- 新田議員 あるともないとも言えないというのはよく分からぬので、これは担当部長のほうで言ってもらったほうがいいんじゃないですか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長 何でこの程度のことが素直に認められないんですか。そして、何よりもまず、この場に議論をしに來るのであれば、最低限の知識は持つべきですし、理論武装とまでいかなくても、きちんとロジックを組み立てるべきです。それが議員としての仕事のはずです。
- 宍戸議長 その上で。
市長に申し上げます。
(「お答えしますが」と声あり)
- 石丸市長 質間に答えてください。答弁は、質間に答えることです。
ええ。でも、さつきおっしゃったじゃないですか。双方のやり取りだと、おっしゃいましたよね。やり取りをしています。駄目ですか。
- 宍戸議長 答弁をしてください。
暫時休憩いたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午前11時34分 休憩
午前11時36分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
市長に再度勧告いたします。
議員の質問に答えてください。
答弁を求めます。
- 石丸市長 答えようとしたら止めたんですよ、今は。気をつけてください。
不条理にというふうに言われたんですが、明らかに分かっていないから教えてくださいということだと私は受け止めました。ゆえに、私から

実際をお伝えします。

あるともないとも言えない、なぜそうなるか、これ、ほとんどの人、御存じだと思うんですが、圃場整備というのは、市が主導するものじゃないからです。ですよね。ですよ。いいですね。市が主導するのではなくて、あくまで地元のニーズに基づいて進められる取組なんです、圃場整備というのは。

これ、もしかしたら、市民の中には誤解されている方もいるかもしれませんね。村や町がね、やってくれたと。結果としては、やった事業かもしれないが、出発点は、実は、そっちじゃないんですよ。地元の人があつてこそです。

ですので、市として再整備していく考えはあるかないと問われれば、何とも言えないんですよ。まずは土地の所有者、そして耕作者で協議をして、意向をまとめてもらわなければ、市としては、やるともやらないとも言えません。常識です。常識のはずです。知らなかつたのであれば、今日この機会に覚えて帰つていただきたいと思います。

○宍戸議長

答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員

次に行きます。

過去に一度も圃場の整備が行われていない遊休農地に、基盤整備事業を活用した整備の考え方について伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

反問権をお願いします。

市長から反問権の申出がありますので、許可いたします。

これも補足があるかなと思って待っていたんですが、ないのでお伺いするんですが、基盤整備事業を活用した整備の考え方というのは、どういうニュアンスで質問をされているんでしょうか。もうちょっと具体的ですね、何がどうなんだというふうに問うていただければ助かります。

○宍戸議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

新田議員。

先ほど説明があったとおりで、工事自体の主体は県と国でということでは確認できたんですが、それを進めるのが、やっぱり市が、この耕作放棄地については市が中に入るという形で私は理解してました。もし違っていたら、また御指摘ください。

であつて、あとは地域と地権者及び次の担い手も含めて協議が必要という形を含めた上で、市としてどういうふうに考えていくかということを聞いたのみです。

以上です。

○宍戸議長

以上で、反問権を終了し、議員の質問に戻ります。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 ということであれば、先ほどの答弁がそっくりそのまま、ここでも繰り返されてしまいます。立てつけとしては、先ほどの基盤整備事業ですね。県や市という名前は出てきますが、あくまでも基点は住民、地域の実際に関係している方々です。ですので、まずは、そこでニーズを把握する、確認をしていただく、話しをする。それが必要になってきます。

なおですが、今の整備事業も含めて、圃場整備には実施要件というものがあります。何でもかんでもやってほしいといったら、できないんですね。ですので、それを確認の上、協議をしていただくよう御留意をお願いします。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それでは、以上で、私の質問を終わります。

○宍 戸 議 長 以上で、新田議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

3番 山本数博議員。

3番 清志会 山本数博です。

大枠4点についてお伺いいたします。

まず、1点目、廃止予定の市有住宅入居者に対する市の対応についてお伺いいたします。

昨年12月に廃止を発表され、今日まで入居者に対し、転居についての相談などの支援をされてきているものと思います。また、6月の南澤議員の一般質問において、契約期間が残り2年の入居者についても、廃止まで延長できる考え方を打ち出され、入居者への一定の配慮を行われたものと認識しています。

しかし、廃止の発表以降、私が見聞きする中で、入居者の方同士で「3万5,000円で駐車場つきがまだ3部屋あります。皆さんどうですか」というような案内メールのやり取りがされたり、古ぼけた空き家の改修が行われているので、これはどうしたんかと所有者に聞いたらですね。

「促進住宅の人が入居のお願いに来たから改修しているんだ」とか、「管理をするから空き家を低額で貸してくれるところはないか」との問合せなどが私のほうにあったりしています。今まさに、廃止に関連して入居者の方々が、安価な借家を探している様子がひしひしと伝わってきています。そういう意味で悲壮感を感じています。

また、市有住宅の入居者の中には「新たに市営住宅を建設してもらえるかも」との一縷の望みを持たれている方もおられます。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

市長の任期期間中に、市営住宅の建設に向けた取組はできないか、お伺いいたします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長

今、言及された3月の定例会、その一般質問において答弁したとおりです。新規の建設は考えていません。なぜならば、改修も含めて多額の費用がかかるからです。

そのときの質問もですし、今回の質問もそうなんですが、情報公開や空き家の改修、そして空き家の問合せ、何がまずいんでしょうか。全然まずくない通常の活動ですよね、家探し。それを悲壮感とまとめてしまわれる感性が私にはちょっと、よくなじまなくてですね。

というのは、前にもおっしゃったんですが、賃貸が仮住まい、持ち家が定住だというふうなことを言われるんですね、議員は。それはあまりにも偏見ではないかなと思うので、少なくとも、この場においては議員として発言するわけですので、くれぐれも慎重に、言葉について選ばれたほうがよろしいかと思います。

その上で、どうしても改めてお伝えしなければならないのは、もし市民の方が一縷の望みを持たれているとするならば、それは議員の責任ですよ。これまでの一般質問の質問、答弁、意味がなかったと言わざるを得ません。何のために細かく質問をされて、具体的な算出根拠も示して、数字を挙げて説明したのか。こうした発言を繰り広げられては市民が困惑しますので、厳に慎んでください。

○宍 戸 議 長

答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員

もう少し質問の中身をよく聞いて、過去を見て答弁してもらいたいと、こんなふうに思います。

市有住宅の建築はできないかということを3月には問うたんだと。このたび問うとるのは、市営住宅の建設はできないかということを問うとる。しっかりよく過去を調べて質問してください。

やるのは議員じゃない。やるのは市長なんです。執行部いう名前は何ですか、よく考えて。要するに市営住宅の建設は、せんと。これが結論だったように思います。

次、行きます。

(休憩動議の声あり)

次行きます。あなたにもう質問はしよらんです。

山本議員に申し上げます。

市営住宅の建設は、取組ができるのかということですね。

を問うたんです。

それでは、それで終わってください、そこで。

今、質問されました。

答弁を求めます。

(「質問していない。休憩してください」の声あり)

○宍 戸 議 長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時48分 休憩

午前11時48分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 まず、これは誰の仕事だというですね、毎回問答を、やり取りをしているんですが、市民の代表という方の仕事だと思います。そして、代表というのは、学校でいうと班長ですよと。みんなの意見を聞いて、前に出て話合いをすると。決まった結果を班の人たちに伝えるところまでが班長の仕事です。

ゆえに、議員、市民の代表というのは、ここで決まったことを市民の人に伝える責任があります。多分、皆さん御存じだと思いますが、改めて肝に銘じておいてください。

その上で、もう一遍申し上げますが、今ここで申し上げた、南澤議員が6月に質問されたわけですよ。細かく質問してくださいました。その中で市営住宅、すなわち公営住宅についても答弁します。そっくりそのままお言葉返しますが、きちんと聞いてください、まず、横にいるんですから。そして、質問する際には調べてから来てください、少なくとも。なので、要らん恥をかくんですよ。

よろしいですか。南澤議員の質問に対して、公営住宅がこれから先も見据えて数、数量は適正であると答弁しました。その計算が違うとか、いやいや、そういう理屈じゃないと、おっしゃるのであれば、その点を明らかにして質問をすべきです。

○宍戸議長 答弁を終わります。
山本数博議員。

○山本数博議員 今、南澤議員に答弁したので、よく調べて質問しろと、こういう回答だったんですが、そのときにですね、南澤議員は質問中に、セーフティーネット住宅に関連して質問をされました。そうしたら市長は、セーフティーネット住宅を促進していきたいと言及されまして、今、業者の役員の方とコンタクトも取っていると。要するに取組をしていると、こういうふうに解釈したんですが、その制度に向けて、制度制定の骨格は決まってているんでしょうか。その後の取組についてお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 反問権を使いたいところであります、制度というのがよく分かりませんが、セーフティーネットというものが既に存在します。それを市は、うまく使うだけですね。それを進めていくというもの、どういう点をお聞きになりたいのか。既にあるセーフティーネットを活用していきます。

○宍戸議長 答弁を終わります。
山本数博議員。

- 山本数博議員 セーフティーネットというのはですね、国のはうが示しているんですけど、要するに高齢者、障がい者・低所得者世帯の入居者を公募がない賃貸住宅のこととか、説明があります。低所得ですね、そういった人たちに対する貸家住宅を行政のほうでも支えていくという、こういう中身だと思いますけど、市長は、その南澤議員の質問に対して、そのことは促進していきたいんだと。今、業者の役員の方とコンタクトを取つるという答弁をされるとるんです。
- ああ、じゃ、市が考えてくれているんだろうと。住宅困窮者、市営住宅から出にやいけん住宅困窮にあるもの、民間住宅へ行く場合、そのことは考えるということを答弁されたんだと思いますが、違いますか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
- 石丸市長。 言います。きちんと質問と答弁を読み込んで、前後の文脈を正しく理解してください。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
- 山本数博議員。 今の質問の中で、どうも納得できんことが若干あるんですが、8月25日に甲田町で、町内の団体の代表者を集めてですね、都市計画マスター プランの意見交換会がありました。その説明の中で、高田原地区は一般居住エリアとして、居住環境の維持・充実を図りますと説明がありました。
- ところが、その区域内に市有住宅があります。4年後には80戸がなくなることになっています。住宅政策と都市計画マスター プランの計画の整合性がどうも合わない。住宅エリアにすると、一般地区は一般居住エリアにして、居住環境の維持・充実を図るんだと、こういう説明があつたんですが、その中の住宅が80軒も、市の政策でなくなるような実施をされておられます。
- この居住エリアの充実を図れるいうところを、考え方を御説明願いたいんですが。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
- 石丸市長。 全く矛盾をしません。なぜならば、マスター プランにうたつてある居住エリアの充実と、今でいえば市有住宅の存続が一致しないからです。独立した事象です。
- 言い方えると、そこまでおっしゃるのであれば、ぜひ議会の中で、もしくは清志会、会派の中で議論をしてみてください。市有住宅を残すべきだと。まず、その結論出してみてください。そこから執行部と協議させてもらえば、私も楽なんですね。多分、およそ誰も、うんと首を縊に振らないんじゃないでしょうか。それぐらいは理解をしてもらっていると思います。
- ですので、あれを建て替えるとすれば16億円がかかる投資なわけです。

そして、その必要性についても、かなり説明をしました。それを理解された上で改めて、もし議会として、会派として、いやいや、そうじゃないという御主張があるのであれば、示していただきたいと思います。

何回も繰り返しますが、議会での対話は、私はいつでも大歓迎です。
答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 次に移ります。

開庁時間の変更についてお伺いします。

10月1日から開庁時間と閉庁時間の変更を3月に打ち出されましたか、7月から9月にかけ周知を行うとされております。このたび、広報あきたかた8月号に時間の変更を掲載されておりますが、「業務の効率化や働き方改革」が変更の理由に挙げられています。理由が抽象的で、市民が理解するには不十分としか言えません。開始時間を30分も繰り下げるということは、市民に対する行政サービスの低下になると思います。

これらの現状を踏まえ、次のことについて質問いたします。

開庁時間の短縮に対して、行政サービスの低下を招かないために、何か策をお考えか、お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

まず、大前提なんですけれども、行政サービスを低下させてはならないなどと思っている議員は、いないと思います。もしいらっしゃれば、また後で声をかけてください。あ、びっくりと言います。

逆を言えば、住民サービスは向上させるべきだ、それもまた言えないんですね。もし皆さんにお望みであれば、市役所24時間開けますよ。やりますよ、何でも。簡単です。予算つければいいだけなもの。でも、やらないですよね。現実問題できません。なぜならば、ただじゃないからです。その理屈によって今回も開庁時間を変更すると、何回も説明をしてきました。

それは抽象的な議論でなく、具体的な数字も持っています。なぜこの時間帯なのか、市民の利用が一番少ない、その時間帯、パーセンテージは私も覚えてませんが、ほぼほぼ利用がないところに限って、開庁時間を減らしています。

ですので、大事なのは、行政サービスの低下を最小限に抑えるということです。もしこの認識をまだ持っていない議員の方がいるとすれば、ゆゆしき事態なんですが、今日この場でしっかりと学んで帰っていただければと思います。大事な考え方です。これが、これから社会には必要不可欠です。

その点で今取り組んでいるものとしては、行政手続のオンライン化というものが1つ挙げられます。電子申請やコンビニ交付などを活用し、いつでも市役所に行かなくても手続ができる行政サービス、これを目指しています。

- 宍戸議長 答弁を終わります。
山本数博議員 今の最後に言われた電子交付ですか、その言葉が返ると思っておりました。それの普及は、じゃ、いつまでに市民へ充実されて、いつまでを目指しておられるのか。それと、住民の認識がマイナンバーカードですね。それが、普及が80%か90%になる、そういった理由のことや何かも考えて、いつまでなのか、もう一度お伺いします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
行森総務部長 期限等の御質問ということでございますが、現在も、いわゆるコンビニ交付等も実施をしておりますが、全国的に言われておりますのは、マイナンバーの取得を今年度100%にするという、国のはうからですね、話もありましたが、今そのほうに各部署、いわゆる窓口等を含めて力を入れておるところでございます。
いわゆるスマホの取得促進を含めてですね。そういう形の手続をしていけるように、現在取り組んでおるという状況でございます。
以上です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
山本数博議員 取り組んでおるのは取り組んでおるんじやが、いつになるか分からんと、このようにしか聞こえんのですね。国が言うように今年度、来年の3月までに100%にするという、そういうことでお答えいただいたんでしようか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長 ちょっと質問の問い合わせ方がよく分からないんですが、100%にすると言っているのは国ですよね。ですので、それを受けて、市が対応していくかなければなりませんので、大前提が確定していない以上、何とも言い難いというのが実際です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
山本数博議員 いつになるか分からないような取組ですね、漠然として、当然それはマイナンバーカードを使って、それが普及したら確実に、今の段階で、市役所の窓口に来る人は随分おらんようになりますよ。その環境を市がしっかりと進めるのが本来の姿だろうと思います。
今、市の考えを理解して、8時半から9時になるのは理解しますよと、こういう住民がほとんどおらんのじやないかと、こういうふうに思います。それで私は、このたびの時間の変更については、住民への説明は不十分で、理解はされていないと、このように思っております。
今日の答弁を聞いて、考え方かな思うたんですが、納得したと、こういうような環境整備についての取組は聞こえてきませんでした。

私は、住民に対して意向調査を行おうと思っています。6月の総務文教常任委員会で私の質問に対して市長は、反対署名が何千件、何万件でも出れば再考に値すると、こういうふうに答弁されました。

この経過をずっと見ておりました。住民への周知はするんです、こういうふうに6月に言われたので、それならまあ市の取組を見させてもらおう。今日聞いたら、そんな積極的な取組は聞かれませんでした。だから、住民への意向調査をしようと思いますけど、6月に市長が私の質問に対して、反対署名が何千件、何万件でも出れば再考に値するという答弁をされておるんですが、今でも、その思いに変わりはないか、お伺いします。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

特に具体的な数字で基準を設けているわけではありませんが、圧倒的多数の市民がそのように望むならば、もちろん応じます。検討はできます。ただ、それは、さっきの24時間営業と一緒に、裏づけがない誘導などしてはなりませんよ、議員の立場で。無責任極まりないでしょ。そりや例えば、じゃ市民に10万円配りましょう。9割9分賛成するでしょう。署名しますよね。問題は、それができるかどうかです。やるべきかどうか、その観点を抜きにして、市民の意向を聞いて満足などというのは程度が低過ぎるので、しっかりと留意をしていただきたいと思います。

○宍戸議長

答弁を終わります。

山本数博議員。

ただいまの市長の答弁は、あれば考えるという答弁いただいたので、これで、この質問を終わります。

○宍戸議長

山本議員、全議員の皆さんに申し上げます。

質問の途中ですが、ここで13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

山本数博議員、質問を続けてください。

山本数博議員。

芸備線を利用したまちづくりについてお伺いいたします。

今、ローカル線の維持について、全国的に、国をはじめ関係機関において問題提起がなされています。この中でJR芸備線も対象になっており、沿線自治体としても何か策を施す必要があると思います。

まずは、利便性の向上と活用が大事になってくると思います。

なお、JR広島支社の窓口部門の方は、沿線の要望は、自治体を通じて申し入れるようにと常々言われます。

そこで、次のことについて質問いたします。

①昨年7月に甲田・向原の住民代表が「廃止された通勤通学の列車の復活と乗車について乗降施設の改善」を陳情していると思いますが、その陳情についてどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

○宍戸議長

答弁を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長

昨年7月の陳情につきましては、陳情内容を確認し、JR西日本広島支社に伝えております。

あわせて、同じ項目、先ほどの廃止された通勤通学の列車の復活、また、駅の乗降施設の改善については、市からの要望事項としても、芸備線対策協議会、広島県を通じて、JR西日本広島支社に提出をしております。

○宍戸議長

答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員

次の質問に移ります。

②です。

利用者の増加を見込むには、1つの方法として、駅の利便性を高める必要があると思います。このことから、向原・吉田口・甲立駅の市営の駐車場を無料にして、利用者に開放することはできないか、お伺いいたします。

○宍戸議長

答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長

過去にも委員会等で質疑があり、答弁をしていますが、無料化により、維持管理経費の負担や民営駐車場の経営圧迫が生じるため、市営駐車場の無料化は適当でないと考えています。

○宍戸議長

答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員

ただいまの答弁で、過去に質問があったが、周辺の市営の駐車場の関係で適当でないと、こういうふうに言われたんですが、私の質問から、周辺に行って聞かれましたか。

○宍戸議長

答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長

周辺での聞き取りはしておりません。

○宍戸議長

答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員

じゃ、ただいまの答弁は、現実に即していないと、このように思います。調査をした上で、できるかできないかの判断をして取組が進められれば、その取組をしていただくように要望しておきます。

次の質問に行きます。

○宍戸議長

山本議員に申し上げます。

質問で終わってください。

(「ちょっと、止めて下さい」と声あり)

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時04分 休憩

午後 1時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

○山本数博議員

じゃ、よう調査して、これから取組を進めていただきたいと思います。

次の質問に行きます。

○宍戸議長

山本議員。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時05分 休憩

午後 1時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

○山本数博議員

じゃ、現況把握のために、今から駐車場が無料にできるかできないかの調査をされますか。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

部長に悪いことをしたなど今思っています。ちゃんと答えないのではなくて、ちゃんと質問しないから返ってこないんですよ。球技で壁打ちってあるじゃないですか。返ってこんかつたら、打ったほうが悪いんじゃないですか。壁のせいにするんですか。

今ので言うと、周辺に何を聞けとおっしゃるんですか、一体。さっき部長が、市の維持管理の経費負担、そして周りの駐車場があるというふうに言われたんですよ。民営圧迫ですよね。その観点が明らかな事実を踏まえて、市として無料化は適当でないと判断したんです。一体、何を聞けと言われているんでしょうか。

なので、市としては、何について聞く話なのか分からぬといいうのが現実的な回答になります。

○宍戸議長

答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員

次の質問に行きます。

③甲立駅の切符の販売は、近隣市町から購入に来られていると聞いています。ただ、1時に閉店になるため、その後来られた方が購入できないなど、改善を要望されておられます。販売業者の方と協議の上、5時半頃まで販売ができるような取組ができるか、お伺いいたします。

○宍戸議長

答弁を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長

甲立駅窓口での切符販売は、株式会社こうだ21が運営をされております。以前は午後4時まで開設をされておりましたが、平成30年の豪雨

災害で利用者数が激減したのを機に、時短営業へと移行されております。

市としても、既に補助金を出して有人体制を維持しておりますけれども、コロナ禍が追い打ちをかけ、利用者数が戻らない現状では、時間延長は困難と考えています。

今後の対応は都市計画マスタープラン、あわせて、公共交通計画における駅の位置づけと併せて検討をしていきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 次の質問に移ります。

④日曜日には各駅から吉田へのバス便がないと、列車で来た人が市内主要施設へ行けない不便さがあります。公共交通網を見直し、市内中心部への利便性を高めることはできないか、お伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今、お話にあった点は、公共交通の課題の1つと認識をしています。

ゆえに、公共交通計画を策定しているところです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 その公共交通計画というのは、いつ頃できるんでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 今年度末を予定しております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 次の質問に移ります。

芸備線の存続について、市としてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本来は反問権を使うべきなのかもしれません、手間をかけて仕

方がない状況になってきてるので、分かる範囲でお答えをします。

可能であれば、存続したほうがよいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 次の質問に移ります。

広報あきたかた9月号における議会議員に対する市民モニターアンケートの記事についてお伺いいたします。

このたび、市の広報紙9月号に、市民モニターに対し議会議員の評価についてアンケートをされた結果を2ページにわたり掲載されています。このことについて、次のとおりお伺いします。

①この調査は、職員が起案していますが、職員からの提案で行ったも

- のか、お伺いいたします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長
- 石丸市長 行政に詳しくない方はお分かりにならないかもしないんですが、起案は、基本的に担当職員から上がるようになっています。市長が起案をすることは通常、ありません。
- 今回の市民モニターについては、6月の定例会で議員定数削減の提案をした際、田邊議員からの質疑に対して、改めて市民の評価を把握したいとお答えしたものです。ゆえに、議員の要望に答える形で実施をしています。
- 広報紙の9月号でも、そのように説明しています。その方法についてですね、内部で協議をし、いろいろと何があるか考えました。その結果、市民モニター制度が適当であるとし、それを実施したというのが経緯です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
山本数博議員
- 山本数博議員 今の答弁を聞きますと、市の組織的な協議の中で、この市民モニターに問合せをして、そのアンケートを公表すると、こういうことについて関係した職員の幹部を含め正しい行動だと、このように理解して実施したものだと、答弁は、そのように理解してよろしいですか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長
- 石丸市長 はい。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
山本数博議員
- 山本数博議員 2番目の質間に移ります。
- 市民モニター制度の目的は「市が取り組む施策に対する評価や要望を聞く」とあります。からして、このたびのアンケートは、議員個々の活動について問うたものであり、市の行う政策ではなく、この制度の目的を完全に外れていると思います。そのモニター制度が適合しとると、こういう考え方か、お伺いいたします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長
- 石丸市長 はい。今年の3月の一般質問の中でも山本数博議員にお伝えをしていますが、建設的な議論をする気があるのであれば、どこがどう問題なのか、具体的に問うべきです。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
山本数博議員
- 山本数博議員 今、問うたつもりなんですが、モニター制度は、市が取り組む施策に対する評価や要望を聞く。議員個々の活動について問うたものは、市の行う政策ではないと、このように思います。そこのとこをるる説明願い

たいと思います。適合しとるかどうか、そのとこをお伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 市民モニター制度の目的というのが書いてありますので読み上げます。

安芸高田市が取り組む施策に対する評価や要望をお聞かせいただき、市民のニーズを把握し、市が今後行っていく施策に生かすことを目的に取り組んでいますという内容です。

市という中には当然議会も含まれるという理解を持っています。議会は市じゃないという人は多分いないと思います。市民の代表が議員ですから当たり前ですよね。

そして「市民のニーズを把握する」とも書いてあります。市民のニーズというのは、ここでいうと議員に対する評価にはかなりません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

今、市長は、市が取り組む評価や要望と言わましたが、その後に施策と言うが、施策とは何ですか。議員がやることが、アンケートで聞くことが施策ですか。市の施策って何ですか。それとの兼ね合いを説明お願いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 難癖をつけるのをじっと黙って聞いてるのは非常に気分がよろしくないので、そろそろ終わりにしていただきたいなと思いますが、「市が施策」と言いました。例えば、ここでは議員定数の削減、それによって財政健全化ができると私、ここで説明しましたよ。聞いてらっしゃいましたね。施策じゃないですか。財政健全化やろうって、反対の方いらっしゃらないですよね。それに向けて材料を集めていくべきだと問われたので、それに答えた。実に建設的な議論に、やり取りになっていると思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 こじつけ、今の答弁は、こじつけ。理屈を言えば、どつかにくつつくのはくっつきますけど、市民モニター制度の施策ということにはなんと、このように私は思います。

じゃ、次の質問に行きます。

3番、統計には正確性が求められますが、このアンケート結果は正確性からいって、正しい数字が出たものと言えるのか、お伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 あらゆるものにおいて正確性はとても大事です。ゆえに、いつも細心の注意を払っています。

- 宍戸議長 答弁を終わります。
- 山本数博議員 山本数博議員。
細心の注意を払ってやった行為だと、こういう答弁だったというふうに思いますけど、私の知人の関係に、統計に詳しい方がおられまして、統計には標本数を積算する計算式があると。このたびのようなアンケートを行う場合には、人口を対象にした場合は379人の情報が要るんだと。さきの市長選挙の投票者数を基準とした場合は374名必要であるというふうに、あの計算式でやると標本数が出るんだそうです。
要するに標本数が少なく、これに問題があるとして、このアンケートの数字は正確さを欠いていると指摘されました。正確であるとの主張であったように思います。根拠を詳細にわたって公表すべきだと思いますが、再度伺います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
- 石丸市長 石丸市長。
統計学を御存じない方に統計を説明するというのは非常に難しいんですが、極めてシンプルな点からいくと、この市民モニター制度の、例えば、ここでいうとサンプルサイズですね。委員会で説明してませんか。知つてられると思いますよ。そのときの議論を私は覚えているんですが、サンプルサイズとしては67人ぐらいから、もう有効なんですよ。有効というのは、正確性と私言いましたね。完全正確というのではないです。100人いたら100人全員に情報聴取しない限り、ないんですよ。そこからちょっととずつ精度は下がるんですね。
- ただ、費用対効果を考えて、統計学というものは活用されているわけです。ここでいうと67人ぐらいから有効で、今回でいえば98人がサンプルサイズになってます。三百七十数人といえども、それは当たり前の話なんですよ。
- 初めて聞く方もいらっしゃるかもしれない、少し御説明すると、統計というのは非常に便利で、どんな母集団、どれだけ人がたくさんいる集団でも大体400人に聞いたら、その集団がどういう意思を持っているかって分かるんですね。分かるんです。それぐらい便利なんです。これが科学の力です。
- じゃ、ちょっと分かりやすい例え出すと、テレビの視聴率ってありますよね。視聴率が上がった、下がったね。NHKの歌合戦がどうだったかと。あれは関東にある600世帯に聞いた数字です、たった。あれで1億2,000万人のこの国の視聴率はじき出しているんですね。でも、あれは十分過ぎるほど、600世帯ですが、サンプルが取ってあります。なので、370人まで取れば、それは、ほぼ完璧といつてもいいぐらいのサンプルサイズです。
- ただ、費用対効果の問題があるので、最低ラインとしては67人ぐらいだろうというところから、少し上積んで98人に至ります。
- 宍戸議長 答弁を終わります。

- 山本数博議員 山本数博議員。
サンプルにしても、やったことは費用対効果を考えたら、それで正しいという答弁をされたんですが、それをるる詳しく述べる気はありませんか。あんた私の抗弁を下にしてやるいうようなことを、正しいんじやということを公表する気はないか、あるか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長 公表するも何も委員会で説明してますので、議員が説明してくださいといいんですよ。市民の代表と今日、何回も言っていますよね。もしそれができないんだとしたら、何のために委員会で我々は、執行部は、議会に出て説明したんですか。
- まず、それが一義的にやるべき仕事です。それができないと。手が回らん、もしくは理解ができないというのであれば、当然執行部としても手伝います。なので、何か手助けが必要なら、そのように要請をしてください。検討します。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
山本数博議員。
- 山本数博議員 別に、議会が一生懸命、議員として正しいんですということを言う必要はないんですね。やられたのは執行部。その執行部に対して市民から、このアンケートの数字を出したということは、おかしいんじゃないかという意見が自分ここに来るんですね。じゃ、質問するよいう。今、正しいんじやというて言われた。じゃ、正しいんだったら、そのことを市民へ正しいという、るる説明したものを持せるという気がありますかと聞いた。そしたら、あなたが言いなさいよと市長が言われる。私は、そんなことを自分たちがやったんじゃないけ、そういうことをるる説明をして歩く気はありません。
- 市は、公表する気があるかないかを聞いていただけ。それについて説明をしてください。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長 市民の代表として、この場にいながら説明をしないなどと自信満々に言るのは聞いていて恥ずかしいのでやめてください。
- 必要な情報があれば、情報公開請求してください。回答で開示しますし、物によっては既にしてありますよ、大分。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
山本数博議員。
- 山本数博議員 今の一連の公表する気があるんですか、ないんですかという答弁には、市民へ公表すると、こういう回答はなかったというふうに思いますので、この質問については公表しないと、こういうことで、次の質問に行きます。
- 宍戸議長 山本数博議員、質問で終わるように。

(「いや、判断したいうことを相手に伝えなきやいけないじゃないですかから。質問に対して」の声あり)

(休憩動議の声あり)

○宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時17分 休憩

午後 1時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

山本数博議員。

それでは、次の質問に行きます。

自由意見は載せられていますが、自由意見は、肯定的・否定的意見を並列して掲載するが、掲載されたものが全てか、お伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

議長、今のは、しっかり止めて、やり直さないと駄目じゃないですか。ほぼ言い切って終わってますからね。

言うと、これ関係するので言いますが、さっきもお伝えしたとおり、議員が説明できない、難しいというのであれば、執行部として手伝う意思はあると言いましたよね。言ってますよ。寝てた人いないな。みんな聞いてるはずですよ。何で、どこの揚げ足を取ったら、説明、公表しないと言ってると受け止めましたみたいな話が出てくるんですか。全く違います。ありもしない話を捏造して言い触らさないでください、吹聴して回らないでください。

その上で、今の話が通じるんですけども、広報紙の紙面に何を載せるか、これも当たり前の話ですが、紙幅の都合があります。紙面に限りがあるので、一部を抜粋してあります。

これも広報紙に書いてありますが、意見を含む詳しい集計結果はホームページで確認できますので、まず、質問をする前に、そこを確認してから来てください。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

今のホームページに書いてある前文に載つとるけど、それでいいと、そういう答弁だったと思いますけど、その環境にないものはどうするんですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

市民の代表に相談されたらいいんじゃないですか、まずは。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

議員に相談されても、議員の発想でやったことじゃない、それを説明

せえって、どうやって説明し切るんですか。自分がやつとったら説明しますけど、執行部がやつたことについて議員が質問に対して、正しく説明し切れる思うておられるんですか、お考えをお伺いします。

○宍 戸 議 長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長

質問があさっての方向に向き始めているので修正しますが、私が先ほど申し上げたのは、意見を含む詳しい集計結果はホームページにあると、ます。あるんです。もうこれ出でます。それが見えない人はどうするかと言われたんですね。だから、議員に、まず相談してみてくださいと。誰も説明しろなんて言ってないです。

なぜ議員に相談するかというと、分からなわけですか、これ言わないと。ホームページに、インターネットにアクセスできない市民も一定数いるから、代替手段を講じてくれと執行部に言うのが仕事ですよ、議員の。説明をするんじゃないんです、この場合だと。

なぜ議員がそういうことを執行部に対して言わないといけないか、金がかかるからですよ。私が勝手にやついいんだつたら、やりますが、そういうわけにはいかないんです。市の財政を動かして、じゃあ、紙で印刷するかとね。広報紙にもし入れることになつたら、もう冊になる、1冊になりますよ、分厚い本になりますよ。そこまでしてコストをかけて、市民に、インターネットが使えない人に情報提供しなきやならないのか。その議論が必要なのは分かりませんか。ぜひ理解をしてください。

○宍 戸 議 長

答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員

理解できんような答弁が続くので、質問は肯定的・否定的、意見は並列して載せるのが本来の姿だと、こういうことを言ったんですが、紙面の都合で今の程度だと言われたんですが、私のところにですね、紙面の都合か、それで落とされたのかのう思ふんですが、議員の評価より市長の評価をすべきではと自由意見に書いたと、こういう申出が来とるんですね。それ何で落とされたんですか、お伺いします。

○宍 戸 議 長

答弁を求めます。

(休憩動議の声あり)

○宍 戸 議 長

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時34分 休憩

午後 1時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍 戸 議 長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長

特に理由はありません。今回の質問、その趣旨に照らして、ふさわ

- 宍戸議長 しい意見を選んではいます。
- 山本数博議員 答弁を終わります。
山本数博議員。 それでは、次の質問に行きます。
この公表の効果は、市にとってどのような効果があるとお考えか、お伺いいたします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長 石丸市長。 そもそもこのモニター制度を使う際に説明はしている話なんですが、議会に対する市民の評価を見える化する。その意識の共有を通して、市民に市政への積極的な参加を促す、その効果があると考えています。
- 実際、そのアンケートを実施し、数字が出ました。如実な明暗分かれ形で出ています。ついこの前は6人か7人しか一般質問せんかったのに、今回どうしたことですか、13人。急にやる気になってくださったのかなと思って、大変な成果を実感しているところです。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
○山本数博議員 山本数博議員。 今回の評価で、この公表で一般質問が増えたという、そういうふうに結びつける市長のほうが、わしは理解できませんよ。その分はもう事前に一生懸命印象操作いうか、議会の批判を市政の動きでずっと書かれておるので、それで質問してきたんじゃないの。みんなそれぞれ課題があって、もうこれ言わんでいいが、たまたま集うたいう、このアンケートの結果で、そういうふうに動いたいことじやないと思います。
- それは、市長がそういうふうに判断されたんだだと思いますが、私は、そうは思ってません。たまたまみんなが質問をしてきたと、こういうふうに思っています。やはりアンケートの効果だというふうに思われるんですか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
○石丸市長 石丸市長。 はい。そのとおりです。
- 私の側から、この議場を見渡すと、よく分かります。傍聴席、メディアの方も、カメラが今日2台か、3台か、来てきましたが、前回の6月とはまた雰囲気が違います。実際、傍聴には来られていないけれども、Y o u T u b e で見てる方も、やはりたくさんいらっしゃいます。
- 先ほど申し上げましたが、市民における市政への参画、意識の向上、市議会としては効果があろうと捉えています。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
○山本数博議員 山本数博議員。 るる質問してきたんですけど、私は、このアンケートそのものを問われたことについて、どうも疑問を持つことがあるんですけど、それを質問いたしますが、私のことについて言いますと、甲田町では、住民の方

のほぼ80%ぐらいは知つて、私の行動を見ていただいてやってきとるつもりなんですね。

他の町については、私は、100人満たんぐらいの友人、知人しかおりません。その中で自分のことを問われても、モニターの中には、私を全く知らん人、議員に、そういう名前がおるでと。私が市民の声を聞くだの、いろいろなところへ出していくということにならん。見たこともなけりや、聞いたこともない。ただ山本数博議員いうのが市会議員でおると、こういうのが他の町のモニターの方じやないかと思うんです。その方たちに聞いて、その結果いうのは分からぬじやないんですか、皆。そういうふうな状況で質問されたいことについて、これが正しいというふうに私は思えんのですが、そこについてどういうお考えか、お伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、今の御質問は、二段階で大きく間違えています。いいですか。まず、大前提ですよ。ちょっと議員の方、議長も含めて16名は気をつけてください。いいですか。友人、知人の代表でここに来てるんじゃないですよ、皆さんは。市民の代表ですよ。

市民とは、2万7,000人からいる全員ですよ。そして、全地域に対して、この町をよくしていくんだという責任があるんです。何を勝手なことを言ってるんですか。

勝手な発言は控えてください。

そして、二段階目ですが、ここも気づかれた方もいるかと思いますが、そんな言い訳は恥ずかしいので、外で言わないほうがいいと思います。なぜか、16人が全員、同じ前提で評価されたんですよ。そこから出てきた結論ですよ。明暗分かれたと申し上げましたが、全員、同じ土俵で勝負しているのに、自分が負けとったら文句があつて、勝つとたらよかったです、勝ち上がったなみたいな、それは、人の前に出る人間としては危険な発想だと思います。おかしいですよ。みんなが同じ状態で評価されたわけですから事実です、明らかな。

当然、広報紙の中にも触れましたが、よく分からないと。議員の人の名前が分からなかつたり、顔が分からなかつたりあるかもしれません、それぞれなんです。ただ、それをして市民に対する伝わり方、逆を言うと、市民の受け止め方に差がある、これが事実です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

今、最後に言わされたように、市民の受け止め方、それぞれの思い、それはあると言われたんですが、まず、この評を見たらですね。あれは、この程度かと。ああ、これは頑張つとるんじやのうこういう結論だろうと思うんですね。

市長は、それを読んで、この評をなされたんだろうと思うんです。私

は、まさにアンケートは、堂々とした理由のあるアンケートのやり方、そして、結果は正しいと、これを市長は主張されると思います。

ただ、私は、このアンケートは、まともな数字ではないと、このように思っています。そういう意味では、議員に対するこの公表によって印象操作をされたんじゃないかと、このように勘ぐっております。

そして、議員定数削減の意味、先ほど言わましたが、市民の声の結果はこれだと、こういうアリバイ工作をされたんじゃないかと。それは、アリバイ工作とは言われませんでしたが、それでしたんだということでありました。

どうも制度をですね、市長の考え方で、私的な考え方ですね、利用されるとるようにしか思えんと。そこらへは正しく説明できますか。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

既に、これまで正しく説明をしてきました。その上で申し上げるんですが、アリバイ工作や印象操作などという言葉は、安易に使用すべきではありません。もしそういう主張をされるのであれば具体的に、どこがどうだから印象操作なのか、私がやるよう明示をしていただきたいと思います。根拠なく。

あそこ、勝手な話を数人が。不規則発言ですよね。

答弁を続けてください。

よろしいですか。邪魔しないでください。

子どもじやないんだから、一回注意されたらやめてくださいよ。

答弁を続けてください。

よろしいですね。

これまででも正しい理由を説明してきています。そして何回も、10回以上繰り返していますが、根拠がない批判は、批判ではありません。単なる誹謗中傷です。しっかりと理由を添えて説明をお願いします。もしするのであれば。できないなら黙っておいてください。

答弁を終わります。

山本数博議員。

理由は根拠を持って言うたつもりですが、伝わってなかつたんでしょうか。

答弁を求めます。

石丸市長。

伝わってなかつたのではなく、具体的に示されていなかつたと理解しています。

答弁を終わります。

山本数博議員。

時間がないので残念ですが、これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○宍戸議長

以上で、山本数博議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

14番 金行議員。

○金 行 議 員

14番、金行哲昭です。

通告のとおり、大枠2点、質問させていただきます。

まず初めに、ため池管理法について。

未曾有の豪雨災害により、ため池等々が非常に被害に遭い、農業用ため池の管理、保全強化の法律の見直しが2019年に施行された管理法があります。災害から国民の生命・財産・命を守る重要なため池の法律だと思います。この中でいろいろな調査があったと思います。それで、1点目の質問に行きます。

いろいろな国・県からの指導で、我が市には、私も絶対の数じゃないが1,000ぐらいのため池があると認識しとるんですが、その調査の中で、どのぐらい問題のため池がありましたか、まず1点、お聞きします。

○宍 戸 議 長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長

現状の詳細については、担当の部長より説明をさせます。

○宍 戸 議 長

続いて答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

本市にありますため池のうち、決壊した場合の浸水区域に家屋等が存在し、人的被害を与えるおそれがあります、いわゆる防災重点ため池、これは408あります。

○宍 戸 議 長

答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員

408件でしたか。かなり心配な数でございましたね。

そこで、次の2番目の質問をします。

その懸念された防災ため池は、農業ため池いうていいか、防止のための工事等も行われていると思うんですけど、実際には、我が地域にも何とかをやっていただいておりますが、その状況をお伺いします。

○宍 戸 議 長

答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

平成30年度から令和4年度までに64か所の要望を受けまして、現在、32か所、完成しております。

○宍 戸 議 長

答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員

その危険なため池が408件で、要望、ため池にはやっぱり責任者いるんですかね、その地域の、あれいうのは多分いらっしゃると思って、64か所いうことの修理を行っておりますが、あの危険なため池といって今、部長が答弁されたんですが、そのほうの施策そのもの、また、責任者、地主いうか、それと持ち主が分からない、使用していないため池いうのもあるのではないかと思うけど、その点はどうなっておりますか。

○宍 戸 議 長

答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 残りの申請がまだ出てきていないところについては現在調査中でございます。

それから、先ほど言われました所有者が分からぬ、これは、やはり相続人の方はおられますけれども、その相続人の方が管理できないと言われているようなため池も、調査の中ではございます。これらも含めて現在、調査中でございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員 3番目の質問に行きます。

この特定農業ため池の指定とありますが、これはやっぱり今言われた危険なため池とあります。特定のため池というのは工業とか養殖ですよね、コイの養殖とかいうのは特定ため池には、私は入らないのではないかと思うんですが、その点は「特定ため池の指定とは」いうことで質問したいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 防災重点ため池を農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づいて、都道府県が指定したものです。

これに指定されると、廃止工事や老朽化診断、豪雨診断及び改修工事など、国庫補助対象として事業化することができるものです。

先ほど言われました工業用というのは、防災重点ため池にかかるかどうかというところは私、今ちょっと理解ができていないということで、お答えができません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員 理解ができないということは、知らないということで理解してもいいんですか。ため池は、我が市にも、そういう危険なため池は、私はあると思う。ただ、農業にも使っていない、両方使うと、コイだけを、そういうところもあるかも分かりません。そういうことがちょっと問題があるというところですと、今、部長がお答えした64件は、申請とか何らのあれがあるということでいく土地には、調査をしていくというのは、そのぶんの調査というのは、4番目に、議長、行きます。関わりますので。

市における、そのため池の管理の中に、そういう調査とかいうことの進捗状況いうんですか、それを放っとくいあれば、我が市のところのは案外、傾斜地が多いし、ため池が多いんですよね。それで後、災害が起きては、どうもこうもならんと思うんですよ。これは、所有者はいない、昔の人が使ったため池も率先して、やっぱり改修していかねば、危険な状態が続くと思うんですよ。

その点は、やっぱり4番目の質問に入っていくんですが、この厳正なため池の管理状況というのは、やらなきやいけん責務というのは、これは、

ため池というのは国・県から下りてくるものだと理解はしとるんですが、どのような管理方法をされているのか、お聞きします。

○宍戸議長

答弁を求めます。

森岡産業部長

○森岡産業部長

答弁に入る前に、先ほどの工業用ため池、これについても質問は終わっておるんですが、私の理解しておるところの範囲でお答えをさせていただきます。

工業用ため池というものについては、いわゆる工業をするに当たって水を取る、取水するというため池でございますので、御質問の農業用ため池、これには該当しないものと私は思っております。そういったところで先ほど答えさせていただきました。

それから、質問の答弁に入ります。

そのため池の管理、これは地元受益者や所有者が行うものでございますが、その管理方法等について、県が設置しているため池、市民センターによる管理者研修の案内をしているほか、雨季前に低水管理のお願いを広報紙などで行っております。

また、市ハザードマップ内に防災重点ため池、この浸水想定図も公開しております。

さらに、市長の指示事項として、毎週の幹部会議において、ため池の進捗管理、これを行いまして、情報共有をしておるところでございます。

○宍戸議長

答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員

最後に、市長が幹部会議においていうことを部長が答弁していただいたので少しあ心したが、市長自身、こういう農業用ため池、災害のときに非常に危ないため池ですね。どう考えておられるか、全体的に今、部長がいろいろなことを言いましたよね。安芸高田市の市長としてのやっぱり国が管理する、県が管理するというものじゃないと思うんです。例えばデータベースに入れて管理は多分されるとと思うんですが、そういうのも市独自でもやらなきやいかんのか、県がデータベースとか何か、今、部長が言われた防災ハザードマップ等へ出すとかいうことがあるのか、市長、どうお考えでしょうか、お聞きします。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

ちょっとどこまでが、うまく答えられるか今、自信がなくなってしまったんですが、まず、市としては可能な限り適正に管理すべき、対処していきたいと考えていまして、それは先ほど部長の説明にあった、毎週チェックしていますというところに表れています。

一方で、そもそもその話をしますと、答弁にもありました、県が基本的には見てくれています。ただ、これがですね、まだそんなに御説明したことがないかもしいんですが、各市町でやってくれという話になってきています。

ただ、それに対して、この半年以内だったと思うんですが、昨年、うちの大災害があったばかりなので、市に、その任を任せてしまうと、どうしても限界が早めに来てしまうと。特に災害があったがゆえに、いろんなリソース、手が足りないという状況に既になっていますので、まだ県も、いつからと、きっぱりとは決めていない状態であるんですが、可能な限り、そういう市町の事情を考慮した上で、このため池の管理を県と一緒にやっていきたい、やっていかせてほしいというふうに県には伝えています。

○宍戸議長

答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員

市長が、県とちゃんとやってくれるということですので、次の質問に行きます。

インターンシップについてお聞きします。

インターンシップは、一昨年かな、昨年かな、3回か4回かやつていらっしゃると思うんですが、今回、8月18日からインターンシップ、学生を主体に、いろんな経験でということでインターンシップをやられまして、就業体験を通して、企業、業界、社会への理解を深めるためにということはありましたが、市長のインターンシップとの、いろいろな思いを、そのときの市長の思いと学生の反応いうのはどうだったか、率直な御意見をお聞かせください。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

これまでドットジェイピーという団体が用意したインターンシップを3回ほど行っています。それに加えて今回初めて、市が独自の事業として設定したのが4泊5日の合宿形式になります。

この合宿形式なんすけれども、自治体としては類のない挑戦でした。正直どれぐらい人が、学生が集まるかなと不安を覚えていたところであるんですが、蓋を開けてみると全国から、それこそ北海道から九州までですね。53名という想定をかなり上回る応募があり、実際に12名を受け入れました。その意味で、この事業の目的である関係人口の創出という観点では、相当な成果が上がったと捉えています。

一方で、学生の反応としては、全てのプログラムに対して非常に積極的に取り組んで、さらには、楽しんでもらえたように感じます。

この合宿形式の日程の中では、サンフレッチェの観戦や神楽の観賞というのも行ったんですけども、それらを通して短期間のうちに、安芸高田市をかなり理解してもらえたと思っています。

私が自分で言うのもちょっと申し訳ないんですが、学生の感想としては、実際の声として、北海道から飛行機代を払ってでも来たかいがあったと。もしくは、今回が人生のターニングポイントになったという感想も聞けましたので、十分満足してもらえたのではないかと考えています。

○宍戸議長

答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員

目的を達成して、いずれは我が市の、そこまで言わないほうがいいですかね。

2番目に行きます。

市の課題とグループ解決策、スケジュール的には大変なかったと思うんです。ちょうどコロナの時期であったり、大変であったけど、市の課題とグループで解決して、職員との意見交換会があったと思うんですが、その中で、その意見と市長の思い、その意見に対しての思いがあろうと思います。その思いをたしての市長の今後の全て、結果は、すぐそういうものは出ないと思いますけど、学生さん、どうせといつたら言葉悪いですが、学生さんという規定でございましたよね。学生で、恐らく県外、遠いところから来られたと思います。そういうとこの、うちの職員との意見交換会もあったと思いますが、その意見と市長との思いというのは一致したかというところの思いをお聞かせください。

○宍 戸 議 長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長

まず、少し背景を、説明をしておきます。

グループワークの課題としては、持続可能なまちづくりを設定しました。ただしなんですね。この合宿の最中に、新型コロナを巡る情勢が悪化しましたので、残念ながら4泊5日の最後の日、1日残してインターンシップを中断しています。なので、ちょうど最後、議論を煮詰めてですね、プレゼン、発表するというところができていません。

そのできなかつた部分については今、フォローアップ、後から学生の方と直接議論を今までに、やっているところです。

3チームあって、まだ1チームしかできていないんですが、その1チームと議論をした中で申し上げますと、そのチームは、安芸高田の産業という観点でグループワークを進めてくれていました。そこで挙げられた課題というのは「雇用の量と質について」です。

ちょっと難しい表現なんですが、簡単に言うと、まず量のほうは、働き口があるかないか、多いか少ないか。少ないんですね。さらには、その中でキャリアの形成ができるか否か。単に仕事があって、給料がもらえばいいわけでもないんですよね。やはり仕事を通じて、人生で何を見いだしていくか、これは当然大事な要素なんですけれども、そういう選択肢ですね。質の面で、なかなか選ぶことが難しいのが安芸高田市ですよねという話を学生からしてもらい、私としては全くそのとおりだと。よくそこに気づいてくれたという話をしました。

これは学生との話の中で出てきたんですが、じゃあ、どうするか。残念ながらというか、正直にというか、今のままではどうしようもないですよねというのが学生の考えでした。これまでやってきたやり方で何とかなるわけがないんですよね。

なので、何かを変えなきゃいけないですよね。今まであったものだけ

で足りないのなら、新しい何かを外から持ってきたらどうですかという話をしてくれて、ここで私としては、ああそうですよね。まさに、私が思っていたのがそこなんですよと。

先ほど金行議員もお話をしてくれましたが、関係人口の創出、外から人を連れてくる。手を借りてくる。そうした取組をちょっとずつ増やして、そして膨らますことによって、例えば、先ほど言及した雇用の量と質ですね。これまでこの町になかった企業が生まれたり、もっと大きく、産業にまで発展していければ、この町でも、この町だからこそ、新しい次世代につながる、そうしたものが残せるのではないかと、そのような話をしたところです。

○宍戸議長

答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員

前進的なあれもあったのでございます。市長、ちょっと私、ネットで見たんですけど、参加者の中で継続する可能性の社会が、定義というのが私も、ちょっと前にもあったんですが、市長、その定義ということはどう思っておられますか。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

これですね、まだ問われたことだけ明らかにして、その答えについて述べてなかつたところです。というのは、いつもの話であるんですが、ぜひいろんな人に考えてほしいなと思ったがゆえなんですね。考えてもらいたいのはなぜかというと、1つは市の職員、1つは当然ですが、議員の皆さんですね。問題を解決しようとするのであれば、その問題をしっかりと提示しなければ、話が始まりません。

今、世の中、いろんなところで持続可能などうたわわれてはいます。でも、持続可能って何だと。その問い合わせ、実は飛ばされてしまっているのではないかと思います。それを飛ばしてしまったら答えは、私は近づいてこないと思います。近づけないと思います。

ですので、今の問い合わせに私としての答えを返したらば、持続可能というのは、そのときに学生に言ったのは、すさまじく具体的です。私にとってのそれというのは、私が生きてる間、この町という存在を残す。そのように答えています。

あと80年ぐらいは生きたいなと思っているんですが、120歳ですね。少なくとも残り80年は、この町がなくならなんでもいいように、それまでは、今の私より下の世代、さらには、まだ生まれてきてない世代、彼らに、できる限り苦労を味わせたくない、そういう思いで今、あらゆるもの再設計しているところです。

端的に言って、これまでの調子でいったら80年、絶対もちません。なので、私にとっての持続可能とは何が何でも、少なくとも私が死ぬまで、この町を残す、そういう覚悟です。

○宍戸議長

答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員

最後に、このインターンシップで市長、12人ですかね。この生徒らは、我が市に来てほしいという方は、それは難しいかも分からん。おらんかも分からん。いらっしゃいましたか、まず。それは、安芸高田市のことを見て、市長の思いと私の思いは、私は会ってませんからね。職員の反応とかそういうのは、思いはありましたか。

○宍 戸 議 長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長

もちろんです。先ほどお話ししたとおり、53人から選んだ12人です。正直に言って、53人全員に来てほしいくらいで、それぐらい非常に意識が高く、意欲がしっかりある学生が今回応募してくれてます。その中からの12人ですね。今回いろいろ加味して選びました。特には属性、所属の大学であったり、その所在地ですね。出身地という観点で、くまなくいろんな、日本がカバーされるように北海道から沖縄まで、取れないかと、そこを重視しました。

じゃ、ちょっとだけ御紹介すれば、その12人の中に四、五人は将来、首長になってみたいという学生がいました。なので、何年先か分かりませんが、5年か、10年か、20年先か、この町にとって強力な援軍が、よそに生まれる。よそから駆けつけてもらえるんじゃないと思って今回、このインターンシップを終えたところです。

○宍 戸 議 長

答弁を終わります。

金行議員。

これで、私の一般質問は終わります。

○宍 戸 議 長

以上で、金行議員の質問を終わります。

ここで、換気のため、14時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時14分 休憩

午後 2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍 戸 議 長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

13番 秋田議員。

○秋 田 議 員

13番、秋田雅朝でございます。

今回の質問は、石丸市長就任後丸2年が、まず経過いたしましたことも含め、先般行われました議会地域懇談会におきまして、私のほうのテーマの中で、市民の方より施策の検証をというようなことも、御意見も頂きましたので、通告いたしております次の大枠2点についてお伺いをさせていただきます。

まず、1点目でございます。

大枠、集落機能の維持についてということでございます。

人口減少に伴う過疎化や高齢化の進行により、本市では地域運営の硬

直化等により、振興会活動や行政嘱託員制度等に課題が生じ、集落機能を維持していくのが困難になっている状況があると思います。

地域で暮らしていく上で基盤とも言える集落機能を維持していくには、各集落の実情に応じた再編を検討するなどの対策が必要と考えます。こうした観点から、次の点についてお伺いをいたします。

まず1点目でございます。

8月26日付の中国新聞の記事で、いわゆる限界集落の報道がございました。その中で中国新聞が独自にアンケート調査を実施され、集落の暮らしの中で困っていること、やや困っていることが何かという質問をされており、1番目は有害鳥獣対策のことがありましたし、この2番目に「地域の担い手・人手不足」が66.7%の結果を報告されております。

本市の集落機能の現状について、市長はどのようにとらまえておられ、何が課題と考えておられるか、まずお伺いしたいと思います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

秋田議員におかれでは、いつも新聞報道や、あとは制度の立てつけ等ですね、表面的にではなく、非常に中身まで、よくよく読み込んで、そして、御理解をされた上で質問をしてくださいますので、大変助かっています。ただ、ここで持ち上げたいというわけではなく、そんな秋田議員だからこそですね、しっかりととした、ある意味、厳しい議論をさせていただきたいという思いです。

まず、記事を正確に紹介すると、限界集落の割合は、2010年時点では22.2%、2019年時点では45.4%。約10年で倍増したという内容でした。ただ、これは、この10年で何かトレンドが変わったわけではありません。ただ単に、10年という月日が経過して、そこにいた住民がそのまま年を取って高齢者に入っただけです。

限界集落という言葉の定義は、65歳以上の高齢者が、高齢者、65歳以上ですね。が住民の過半数を占めることです。なので、10年かけて、いろんな集落が年を取ったにすぎません。何かが変わったんじゃなくて、前から分かっていた話です。その意味でお答えすれば、何が課題かという点では、厳しいようですが、そうした状況を放置してきた市政こそ課題だという認識です。将来を見据えて行動せず、現状維持にこだわる、その結果が今です。受け止めるしかないと思っています。

例えです。昨年の6月、教育委員の定数のお話をした際、秋田議員は反対をされています。そのときの説明としては、地域性が大事だという観点で反対されていたんですね。しかし、結果どうですか。1年ちょっとたちましたが、定数は変わりませんが、教育委員の数は、1人足りない状態のままです。何か支障がありましたか。地域性が崩れましたか。ないですよね。これが、私が今申し上げた点です。

将来を見据えて行動を起こしていないと。ただただ現状を守ろうとしているだけ。そこに何か意味があれば、まだしもです。1年数か月たつ

て、意味がなかったというのが明白になっています。

前、この場で、火事を使って例えました。火事だと。あれ以上簡単な説明の仕方って何があるのかなと、よく考えるんですが、一応新しい例えを持ってきました。虫歯です。虫歯、早いうちに治療すれば、ちょっと削って治る。詰め物で治る軽度もあります。放置すれば、する分、ひどくなるんです、状況が。もう神経抜くしかないですねと。それすら放置して歯医者に行かず、いや、もう痛い、やれんと歯医者に行ったら先生がこう言いました。これはもう抜くしかないですよと。今がその時です。

いやいや、歯は、大事な私の体の一部です。これまで何十年も私を支えてくれたんです。共に生きてきたんです。抜けません。いや、死にますよと。虫歯も放置すれば、死に至ります。医者の先生の立場としては、もう早く歯を抜くしかないです。抜いたほうがいいですよと。それに対して、いやいや、歯が大事なんですというのは、これは単なるわがままです。

感情をないがしろにしろと言ってるわけではありません。感情は大事なんです。ただ、感情を、そこにいる人の気持ちを大事にするためにも、冷静な判断が必要なんです。繰り返しますが、それが今です。今、歯を抜かなければ、この課題を放置すれば、もう待っているのは自治体としての死です。

先般、ここで財政破綻に向かっていると申し上げました。着実に近づいていますよ。市民の方がまだ、そんなに御存じでない、理解されていないので余計に不安なんですが、あと二十数年のうちに、この町、立ち行かなくなります。30年は無理だと思います、今のままだと。もしかすると、もうちょっと早い可能性すらあります。だからこそ、覚悟を決めなければならないんです。その話をずっとしてきました。

その意味で、先ほどの答弁の続きですが、人口減少が進む中にあって、これまでと同じような活動を維持することは不可能です。これは、ここにいる全員が認識してるはずです。小手先の対処でどうにかなる時期はもう、とうの昔に過ぎました。抜本的な対策が必要と。その1つとして示しているのが、例えばマスタープランです。マスタープランを中心に、この町、全市的に在り方を見直す必要があると考え、それを今、進めている最中です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 今、市長の答弁を頂きました。中国新聞を私も褒めるべきかどうか、私も褒めていただいたという感覚ではございませんが、まず、再度、市長も内容について触れられました。

この質問をさせていただくに当たり、次の対策が大事になってくるんですが、それまでに共通認識として再度お伺いしたいんですが、中国新聞の報道は、あくまでも報道かもしれません、小規模な集落で暮らす

高齢者の多くは地域への愛着が強く、できる限り集落で住み続ける意向を示しているというふうにも書いておられます。

そうした見解は本市、安芸高田市の集落の方も、私は一緒ではないかという思いで、何がしかの取組をしていかないといけないんじやないかという思いで聞いておりますし、それから、マスタープランの話もされて、これはちょっと意味合いが、私なりに見てたんですけど、この中で疑問を、安芸高田市で言われて、誤解について解説をしていきますということでお3点ぐらい書いておられるんですが、まず、ここで気になったのは、直接プランの、これから取組ではないかとは思いますけれども、みんな吉田町に住まないといけないので、吉田町以外では生活が不便になるのとか、拠点に住まないと孤立するの、そのための対策をマスタープランは考えているんだというふうには私も認識いたします。

ただ、あくまでも地域にいらっしゃる方は、全部がそうかどうかを私が調べたわけではありませんが、でも、意見の中で、この集落に住んでいきたいんだということを、私は多分にあるというふうに認識をするので、そこら辺りの認識を再度確認もさせていただきますし、そこで、もう1点は、令和3年の12月に議決された過疎対策ですが、安芸高田市過疎地域持続的発展計画で、ほかのことは後期基本計画等も少しは書いてあるんですが、ここが一番具体的な意見が書いてあって、本市における過疎の状況の中では現在の課題として、人口の減少に歯止めがかからない中で少子高齢化の進行や、まずは集落機能の衰退というのを掲げてあります。それから高齢化、担い手不足など、今後の地域活性化を推進していく上で、基本的な課題を掲げているんですよということをまず書いておられます。

それから、さらには今後の見通しというところで、誰もが安心して心豊かに暮らせる魅力ある安芸高田市の創造に向か、安芸高田市過疎地域持続的発展計画に積極的に取り組んでいかなければならないともされているわけですね。

だから、そういう手法を今きちんと分かっているわけではないんですけれども確実に、市長のそういう答弁だったとは思いますが、何かをしなきやいけない、今まで放置されてきたこと、それが一番の原因ではありますが、さりとて住んでいる場所がいっぱいいらっしゃるので、何かをしなければいけないというのが次の質問になるわけですが、再度その認識を共通するということで、今言ったようなことを踏まえてですね、市長は今課題も、あるいは取組もしなきやいけないのかどうかということを再度、答弁を頂きたいと思います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

秋田議員がおっしゃった点ですね。安芸高田市においても同様の恐らく状態だと思います。地域への愛着が強いですね。ただ、これは高齢者に限らず、年が若い人でも愛着が強い方も、もちろんいらっしゃいま

す。ただ、大事なのは、先ほど申し上げたとおり、これまでと同じ状況を続けることが不可能だという、この動かし難い現実なんですね。その中でどうするかを考えるしか、もう道がありません。

個別の話をすれば、どうしてもこの場所がいいんだ、土地がいいんだ、家がいいんだと住み続ける。それは個人の自由なので、止めることはできません。ただ、そうした住民のニーズをどれだけ行政としてサポートできるかは変わっていきます。これまでどおりは保障できません。

つい先ほども話をしましたが、行政サービスの低下は、ある意味、深いです。可能な限り下げないようににはしたいですが、1つも下げないというのは、もうむちゃです。そうしたときに大事なのは、住民の、市民のそれが総意であるか否かですね。私は、それをしっかりと市民に選んでもらいたいと思っています。その意味での、このマスタープランであり、いろんなところでの私の問い合わせです。いろんなところというのは、もちろんこの場を含みます。

議会で私がなぜこんなにも厳しいことを言っているのか。それは市民に伝えないといけない現実だからです。いつか何とかなりますなんていうことを言ってたら、まずいんです。騙したことになりますから。何とかなりません。その意味で、しっかりと現実、この事実を認識した上で取捨選択、集中と選択ですね。何を残していくのか、それを早急に、総意をまとめる必要があると思っていまして、そのように取り組んでいます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 何が大事なのかをしっかりと見つめて取り組んでいくということで、認識は一緒だという思いで、次の2番目の質問のほうへ入らせていただきたいと思います。

先ほどの新聞報道の中で、県では調査結果の対応として「スピード感を持って何をすべきか検討する」、まず県の段階では「何をすべきか検討する」というふうにされております。

それで、本市では、昨年3月に策定された「第2次総合計画後期基本計画」、その中で、集落コミュニティ機能の脆弱化などを踏まえた対策は重要な課題というふうにされていますし、リーディングプロジェクトの目的でも、先ほどありました「持続可能なまちづくりを推進する」というふうにされております。

先ほど市長も、時速可能なとは、どういうことかと。今住んでることが一番大事なんだというふうには理解しておりますが、そうしたことが書いてあるので「本市としても早急な検討・対策」と書きましたけれども、先ほど話をさせていただいたように、今後の取組をやっぱりきちんと持って、本市の1つの課題なんですから、取組を進めていく必要があるのではないかという思いで、2番目の質問をさせていただいております。答弁をお願いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 このコメントは県の方だったかなと思いますが、揚げ足を取るつもりは全くないんですけども、今年の8月の時点でですね、ようやっと何をすべきか検討すると言ってる時点でスピード感がないなと思います。

何でそんな当てこすりをしてしまうかというと、既に私は2020年の12月、就任して4か月の時点で、地域に必要なサービスを過不足なく提供するため、そのため行政はどうあるべきか、それを考えようと関係部署へ検討を指示しています。

そこからもう1年半年ちょっとたつんですけども、時間がかかるってあります。なぜかというと、具体的に申し上げると対象が広いです。地域振興会、生活支援員、民生委員、行政嘱託員、さらには、社会福祉協議会ですね。いろんなステークホルダー、関係者がそこにいる。これらの活動を網羅的に全体として漏れなく、ダブりなく、再構築してみようというのが私の狙い、出した指示ですので、なかなか難儀はしています。

ただ、現時点での状況をお伝えすると、地域振興課へのヒアリングや各制度における課題の洗い出しを行いまして、関係部局が連携して再設計に取り組んでいく最中です。当然ですが、残りの2年弱ですね。私の任期のうちには、しっかりと次の集落コミュニティ機能を維持するための体制、体系というものを見たいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 もう2年の任期のうちには考えていくということはまず答弁いただいたので、そこは市長一人で考えられるのではなくて、いろんな声を集めながら、よくおっしゃる、議員にも責任がございますので、議員も提案をしながらやっていくということですが、先ほどは、県のほうが新聞報道のほうで話をいただいて、これは市長おっしゃったように、あのコメントは、スピード感を持って何をすべきか検討するというのは、あの中山間地域振興部会ということで広島県の中山間地域振興条例ですか、そうしたことがある中でこういう報道されていて、私は、何がしかの対策は、県はやるだろうと、当然。それも早急にやられるというふうな、ある意味、期待感を持って、これを出させていただきました。

本市では、安芸高田市では、先ほど質問事項でも述べさせていただきましたが、令和3年の3月に策定された第2次の総合計画、基本計画の市長の挨拶文で、持続可能なまちづくりには、中長期的な視点に立ったまちづくりが必要だと考えますと、まず、そう明言され、ここからです。

「これまで」を振り返り、「これから」を考え、「世界で一番住みたいと思えるまち」を目指していくと述べられております。

ということは、これからが大事なんんですけど、やはりこれまでを振り返らなきやいけないということは市長も、そういう認識をされているんだというふうに私は理解しております。それを基に、次の計画を出して

いただきたいということで、取組について質問をさせていただくということです。

これを議論する上においては、先ほど出しました過疎地域持続的発展計画、それを取り上げさせていただいたんですが、なおかつ後期基本計画に掲げるリーディングプロジェクトにより、この「世界で一番住みたいと思えるまち」、施策を展開する必要があるという部分があつて、結び的な記述として、この持続的発展計画に積極的に取り組んでいかなければならぬというふうにされています。

ということは、これを基本に、やっぱり過疎対策ですから、基本にやっていくんですよという理解の下に市長も議員も、それをある意味ベースにした議論をしなきやいけないのかなというふうに思います。

この中で集落整備として、現況と問題点として、市内には417の行政区、それから、集落から構成され、行政嘱託員等を配置して、行政全般にわたって協力を得ているが、小集落が多い山間部では高齢化率が50%を超えており、集落の機能を維持していくのが困難となりつつあるというふうに明言されております。だから、それぞれの集落機能の再編を検討するなど抜本的な対応、市長もさつき申されました抜本的な対応が必要になってくるということです。

また、これまで住民とパートナーシップによるまちづくりの推進をしてこられましたが、その活動母体となる地域振興会が立ち上げられて、これで、これらの組織活動と連携した集落の維持、活性化を進めていくことが今後も必要ではないかというふうにもされております。

私は、だから、こうした観点で、何がしかの検討・対策が重要と。じゃ、あなたはどう思うんですかと言われますと、またそれはそれで問題がございますが、でも、一応、安芸高田市のまち取りは市長なので、再度そのところをきちんとスケジュール等、計画性を持った取組を考えいただきたいということで質問させていただいております。答弁をお願いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今後のスケジュールについては正直、何とも申し上げにくいというのがあります。少なくとも言えるのは、私が任期のうちには、この全体像を示すと。

今、お話を受けて思ったところを、ちょっと参考になればと考えて伝えますと、これまでを振り返りといったときに、まず、これまで振り返ってなかつたんですね。これまでが、これまで振り返っていなかつたんですよ。

例えば、先ほど話に出た地域振興会もそうです。地域によって、かなり濃淡がありますよね。何でほつといたんですか、つくったはいいけど。機能しているところもありますよ、もともとあったところとかは。していないところもありますよね。なぜそれを放置したのか。いつか何とか

なると思ってたんですか。なりませんよ。

ですので、この地域振興会ですね、全市的に展開した、それこそ事業、施策ではありますが、そうしたところからまき直していく。それが提供できるサービスはとは何だろうと。その存在意義とは何だろうという、そもそもから議論をして、改めて設計していく。その手順が必要になりますので、冒頭に戻るんですが、じゃ、次、いつまでに何をというのがなかなか明示できない状態ではあります。御了解いただければ幸いです。

○宍戸議長

答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員

スケジュール、計画、本当に私自身が考えてみても物すごく大変な作業だと思いますし、だけど、一歩ずつ進んでいっていただきたい。細かなことから始めていくと。そうすると、先ほど2年ということをおっしゃったんですが、その中で何かが見えてこないかなということで、ぜひともそこを考えていただきたいということで、次の質問に移らせていただきます。

3番目です。

令和3年度決算事務事業評価シートにおいて、自治振興推進事業の中で、課題として振興会活動への若者世代の「関わりしろ」を意識的につくっていく必要性があるとされていますが、取組についての御見解のほうをお伺いしたいと思います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

先ほど御説明した地域振興会の課題に通じる部分ではあるというか、まさに課題そのものなんですが、うまく機能しなくなっている既存の枠組みへ若者を参加させるのは極めて困難です。なぜならば、機能していないんですから。何で機能していないところに人を入れようと思えるんですか。それ無理ですよね。既に干上がっている井戸を見て、いや、もうちょっと掘ってみようか。どこまで掘るつもりなんですか。

そうじゃなくて、まず、私の考えとしては、若者がですね、若者が主体的に動けるような枠組みを設計すべきだと考えています。趣旨が逆ですね。既存の枠組みへ若者を参加させるのではなく、若者主体で、そんな枠組みを若者主体で、枠組みを設計すべきという思いです。その1つが今年度から始めましたまちづくり助成金です。あれは若者に限った話ではないんですが、新たな取組、その組成を促すという趣旨で行っています。

今申し上げたとおり、ここでの「関りしろ」というのは、何かあるところへ引っ張り込むと。力業ではなく自ら、若者に進んで、この町に入ってきてもらう、参加してもらうという、そういう環境だと捉えています。

その意味で、とにかくこの町であり、地域を知つてもらう、来てもらう、さらには楽しんでもらう、こうした観点が何より大事だと思ってい

まして、その1つが、先ほどの質問にありましたが、インターンシップですね。これまでと同じことを繰り返しても、らちが明きませんので、これまでやってなかつた取組、これをどんどん進めていきたい、これが私の基本戦略になります。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 今、答弁を頂きましたが、最終的には、取り組んでいるのはインターンシップで対応している。主体は、若者が主体で枠組みと。「若者を」じゃなくて、若者が主体でと。その趣旨は理解させていただいたと思います。

結局、令和3年度は施政方針でも、若者世代を取り組める枠組みを構築する計画ということなので、まさに、この令和4年度からの取組、インターンシップもそうですし、奨励金、まちづくり助成金、そこらも、その対策だと思います。ただ、こういう見解をしっかりと若者のほうが認識しながら、一緒にまちづくりをしていかないと、一方が押しつけてできるものじゃないということだというふうに思いますので、こうした取組をしっかりと考えていただきたいと思いますが、質問しなきゃいけないということになれば、こうした取組を再度ね、インターンシップはもうやっておられるんですよ。見解のほうで、もっと違うほうも広げて取り組んでいこうかななんて考え方はございませんでしょうか。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 インターンシップは1つの工夫ではあるんですが、もっと根源的なお話をすれば、この町のあらゆるリソース、資源、自由に使えるもの、それをここでいえば、若者に渡してあげると。それに尽きると思います。いつまでもずっと自分で取って持っておいて、好きに使いなさい、それは使えないですよね。将来のものに渡してあげるんです、どうぞと。あなたのものと。あなたのものになったからには、何も言いません。ここまで覚悟が必要です。

取っ手離しても、ちょっとひもをひつづけて後ろに引っ張ろうなんですね。そんなことをやってる限り若者は、すぐ気づきますから。賢いですからね。そうじやなくて裁量を渡してあげる。それは例えば、お金であるかもしれないですし、何かの決定権なのかもしれないです。組織においてその意思決定権者、あととあらゆる団体が、恐らく私より上の方々で占められていると思います。それ全部入れ替えるだけで大分、若者、活動しますよ。積極的にこの町に来てくれると思います。それをやる覚悟があるかどうか、それが問われているんだと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 ゼひとも覚悟を持って取り組んでいただきたいと思います。
次の質問に移ります。

大枠2点目の支え合いの地域づくりについてということでございます。令和3年3月策定の「安芸高田市高齢者福祉計画」では、地域共生社会の推進を掲げ、本市の現状を「地域の人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まり、暮らしの中で人ととのつながりを再構築することが重要」とされております。本市の高齢化率も、正確には、令和2年度は39.何%でしたけれども、もう40%を超えている状況にあると思います。社会全体で高齢者を支えることは重要課題と、私は認識いたしております。

こうしたことから福祉計画における「支え合いの地域づくり」に対する、中に重点項目の施策展開等が記述してございますが、今後の対策について検討が必要という観点から、次の点についてお伺いいたします。

まず(1)、1点目でございます。

地域共生社会の推進として「見守り体制の拡充」が掲げてありますが、本市では既に「生活支援員制度」に取り組まれております。この制度について、これこそまたここで「これまでを振り返り、これからを考える」という観点から、今後についての市長の見解をお伺いいたします。

答弁を求めます。

石丸市長。

先ほど来、お話しをしている中で、まさに、この生活支援員制度ですね。その役割としては地域の見守りになるのかもしれないんですが、そこには不足であったり、重複があると考えています。

今の見守りの体制がたしか週に1回、月に何回か尋ねたり、電話をしたりということだったと思いますが、果たしてそれで十分なのかですね。何かの役には立っているはず。

(休憩動議の声あり)

○宍戸 議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時59分 休憩

午後 2時59分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸 議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

どこまで言いましたっけ。見守りの話をしていたような気がするんですけど、ちょっとあまりのことでの記憶が飛びましたね。見守りをしています。それに不足があるのかという。それこそ体調大丈夫ですかと声をかけて聞いてみるにしては、月に数回だと少ないですよね。もっと頻繁に体調を心配してあげたほうがいいと思います。気がついたときにはもう動いてませんでしたなんて、しゃれになりませんので、小まめに声をかけてあげてください。近くの方が。それが議会であり、地域に今、求められているんだなと実感しました。

○宍戸 議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員

見守り体制の拡充は大事なんですよということの答弁がメインだったと思うんですが、この生活支援員制度についての質問は、令和2年の第4回定例会において、のことだけではなかったんですが、質問をさせていただきました。

そのときの市長答弁が、平成29年度から取組が始まったというところで、これまでの成果、そして課題というのを検証していく考えです。来年度以降、令和3年度については、この制度の抜本的な見直しも含めて協議をしている団体ですと。それが令和2年の12月ですと。

真に、この見守りができる体制、これを構築していくというのが来年、令和3年度からの事業になる予定ですとありました。これも受けて令和3年度の決算、事務事業評価シートのところの成果の中で、生活支援員制度は20地域振興会と20単位振興会が継続して実施してきたと。これにより75歳以上人口に占める割合が62.8%となり、若干減少したが、継続した取組ができたというふうに、令和3年度を振り返られております。

このときに75歳の占める割合も、計画中は65%だったので、実はもうちょっと、足していないか分からんですけど、そこが問題じゃない。この見守り体制というのが生活支援員制度そのもので、きちんとそれが有効に動いているかどうかという検証、確認、これが必要だと思うんですが、その検証の仕方については、どうのこうの分かりませんが、市長の判断として、その施策は、令和4年度も予算計上されておりますので、どういう取組をしていかなきやいけないということを考えるときに大事な要素だと思うんですが、再度この制度の見解について、市長のお考えをお伺いいたします。

○宍 戸 議 長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長

大変失礼いたしました。先ほど話をしていたんですけど、ちょっと見守りで私の意識が飛んでしまいました。

秋田議員が御指摘されるとおりですね。私も途中まで言いかけていたんですが、月に数回のそれで、果たして求められている機能が提供できているのかですね。それこそ予算を幾らでもかけられれば、24時間いつでもモニターできるような、それも可能です。ただ、財政という縛りがある中で、資源が有効な中でいわゆるコストパフォーマンスを考え、どこまで行政として受け持つべきかという、かなりベーシックな、根本的なところから今、議論をしています。

これ、ちょっと次のところに入ってしまうので、ちょっとどこまで言うかはあるんですが、今の見守りに限らずですね、あらゆる機能が集落、地域には必要とされています。そして、その必要性、ニーズは、これからどんどん増えていきます。多様化して数自体が増えて、さらに、それぞれが複雑化していくという中で、行政の役割がどこまでなんだと。どこまでであるべきかというのをまずは決めていかないといけないと。

難しいのであるんですが、取り組んでいきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 ぜひとも有効な高齢者対策となるような見解で取り組んでいただきたいと思います。

次の質間に移ります。

(2)番目の在宅生活支援体制の整備では、安心して暮らせる住環境の整備がありますが、令和3年度決算評価シートの課題に「独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、地域における支援の担い手の減少により、既存の制度では充足できない生活課題を持つ高齢者が増加している」ということがございます。

この辺りに対策を講じる必要があるのではないかという思いから、この質問をいたしておりますが、見解のほうをお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

では、少し立てつけとしてのお話をしますと、まず、来年度には高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定する予定でいます。この中において、高齢者の日常の生活状況や健康状態、そして、在宅介護の状況や介護者の就労状況というのを調査し、既存の制度を見直していくと考えています。

なおになるんですが、国が大枠として推進している地域共生社会、この構築というのは、もちろん高齢者を含むんですけれども、広く地域住民にとって、大きな助けになると想えていまして、ゆえに、市全体で地域づくりを進めていきたいと思っています。

先ほど、ちょっとどこまで言おうかなと思ったんですが、行政で担うべき範囲を定めると同時に、当然それは市民が自助ですね。自分たちで引き受けないといけない、地域でそれぞれが生まれますが、できることならば、やはりそこでもう民の力を生かしたいなと思っています。

市長に就任してから少なくない数の協定を企業と民間と結んでいきましたが、そうしたものを活用して市民と行政、そして民間企業、これらが力を合わせて、先ほどの地域共生社会、これを構築していきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員 第9期の高齢者福祉計画の中にいろいろ組み込まれることと、それから共生社会の構築、基本的な高齢者対策だと思います。これをぜひとも考えていただくんですが、要するに在宅生活支援体制の整備ということで少し話をさせていただくと、この整備は、あくまでも一人暮らし、夫婦のみの高齢者世帯で必要なことは外出支援、買物支援、それから調理、掃除といったようなものも既に、いろいろ取り組んでいらっしゃるところでございます。

こうしたことは日常生活の支援、安否等の確認をされておりましますし、安心して暮らせる住環境の整備については、私は、ある程度もうやっておられると、それは認識しております。

ただ、あくまでも第8期になりますが、福祉計画で現状と課題を書いておられる一人暮らし、あるいは夫婦のみの世帯で、先ほど申しました事務事業評価シートの課題となり得ない課題と今言いました。それは要するに、今話した支援ニーズがいろいろと多様化している。だから、これ掃除とか外出支援、いろんなことでやっておられます、そうじゃなくて、その支援ニーズが多様化しているということが問題ではないかということで質問させていただいております。

この第8期の高齢者福祉計画で、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というのをされて、その結果を記述してありますが、介護が必要になったときに暮らしたい場所として、やっぱり自宅というのが、これは平成23年、11年前には64%ぐらいの方がそう思っていたが、令和2年度の結果では、もう32%に減っているんですよ。もう家ではないんです。その理由としたら、やはり介護する方、老老介護があつたり、後継者がいない、それから、自宅において介護を担う人がいないということなので、私が質問させていただいておる、いろいろな支援ニーズを、そういうことがこういったことにつながるんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、こういう対策を第9期でも計画をされるのであれば、しっかり取り入れていただきたい考え方をしていただければというふうに考えて質問させていただいておるので、答弁をお願いいたしたいと思います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

なかなかちょっと答弁しづらいんですが、私が受け止めたところでお答えをしますと、既にいろんなニーズがあり、そのニーズがそのままでは満たされないという課題も確認できています。例えば、先ほどあつた公共交通、今、市でもやっていますけれども、これらが十分使えたり、使えなかつたりという差もありますし、医療の面では、それこそしっかりと医療が受けられるかというと、いや、そうではない面もあるかと思います。

こうした課題に対して、先ほどのちょっと繰り返しになるんですが、行政として担うべき範囲と、それ以外のところ、じゃ、誰なんだと。自己責任のところもあるかもしれませんし、あるいは民間の力によってカバーし得るところもあるかと思います。

特に民間においては技術革新ですね。新しい技術によって、今まで不可能だったものが可能となっている。そういう事象もたくさんありますので、1つ例を挙げれば医療の遠隔診察、それも、もっと実用化していくかもしれません。なので、それらを含めて、市として再設計していきたいというのが先ほど申し上げた計画になってきます。

○宍戸議長

答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員

最後の質問のほうへ移らせていただきます。

後期基本計画リーディングプロジェクトでは、今後の展開として「世界で一番住みたいと思えるまちを目指して」のために「地域住民や関係者がつながり、支え合い、地域を共に創っていく体制づくり」をうたわれております。

この取組こそが「世界で一番住みたいと思えるまち」という本市の将来展望、いろんな要素はあるとは思いますけど、まず、そこでの将来展望につながるのではないかということでお伺いしております。市長の見解をお伺いいたします。

○宍 戸 議 長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長

この御質問については、既に大方説明をしてあるところなんですが、最後まとめておきますと、まず、既存の制度というものは部分の寄せ集めになってしまっています。それこそ旧町それぞれでつくったもの、制度も含めてですね。それが市になっても継続されてきた、見直しがされなかつたと言うべきでしょうか。そういう面があります。そうではなくて、改めて市全体として相対的に対応していく必要があるという認識でいます。

話をちょっと秋田議員の言葉に寄せるならば、この「地域を共に創る」という発想、言うほど容易ではありません。なぜならば、既にこの町は危急存亡、そのときにあるからなんですね。危機の真っただ中にあります。ありとあらゆるもののがトラブルに見舞われている状況です。そうした中、死中に活を見いだすには先ほど申し上げた、限りある資源を有効に使うと。有効にというのは、これまでどおりにとつとうではないです。

使える人に渡してあげると。お金、権限、その他もろもろ、どうぞ使ってくれと、あとは頼んだと、渡せるのは気持ちだけです。それを進めていく、繰り返しになりますが、言葉としては「選択と集中」、選ばないといけない。市民には、その覚悟が求められていると思います。

ぜひ市民の代表たる議員の皆さんに、まず、その覚悟をしっかりと持っていただきたいと思います。

○宍 戸 議 長

答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員

議員も覚悟を持つということで、お互いに共通した認識の下でそのまちづくり、持続可能なまちづくり勧めなきやいけません。

私は今回、主に後期基本計画のリーディングプロジェクトを含めて、これが令和2年度から6年までの計画で、これは、ある意味、安芸高田市の総合計画なんですから、道しるべです。これに沿って、まちづくりを進めるべきで、とりわけ今止まっている集落機能、あるいは、支え合いの地域社会ということで今回質問させていただいておりますが、特に最

後のリーディングプロジェクトでは、世界で一番住みたいと思えるまちを目指してということで、市長、この本意は、まだいろいろあるんだという話もされた経緯があると思いますが、私は、あくまでも今回は、このテーマに沿って、これに向けたまちづくりを目指していきたいと、その目的を共有しながら進んでいきたいという思いで質問させていただいとるんですが、ここの目的としてですね、このリーディングプロジェクトの目的として、先ほどあったと思うんですが、「まちの魅力とは、今ここに住んでいる人々の生活を守ることにほかなりません」と書かれております。

「市民の皆様と共にこれまでを振り返り、これからを考え、世界で一番住みたいと思えるまちを目指します。そして、持続可能なまちづくりを推進します」とされ、推進する背景として「次世代に渡すべきは、不安ではなく希望である」というふうにも述べられております。まさしく、そうだと私は思うんです。今後の展開の1つに「地域住民や関係者がつながり、支え合い、地域を共に創っていく体制づくり」と先ほど申しました、掲げておられます。

一番話をさせていただきたいのは、この趣旨は、今述べたことを集落機能の維持と支え合いの地域づくりという角度、あるいは観点から、いろいろな角度でお伺いしました。

世界で一番住みたいと思えるまちを目指すには、これだけではございません。公約で3項目とか挙げておられましたし、だけども、そうした他にも、いろいろな展開を図られてこそ実現するものだとは、私も認識いたしておりますが、私がまず実行、実現していただきたいのは、先ほどあった、今ここに住んでいる人々の生活を守ることが一番重要だと。今を考えたら、そういう思いで、この質問をさせていただいておりまし、市長、今、2年経過したということで、先ほど、一応残り、もう2年という話もされましたので、こうした取組がどこまでできるか、少し先の長い話だというふうには思うんですが、それのまず第一歩を積み重ねていって、まちづくりへつながることを望みます。

こうしたことを踏まえて、市長の見解、あるいは決意なりをお聞かせいただきて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

なかなかまとめて答弁が難しいところではあるんですが、今の生活を守るのが大事だと、確かにそのように書いてありますが、これを都合よく解釈してはなりません。どうか都合よく解釈しないでください。

つい先ほど虫歯の話をしました。そのとおりです。歯を抜かないことに必死になら死ぬだけです。死に至ります。そうでなくて、抜くべき歯は抜かなければならぬ。それが自分の健康を守るということです。

語り出すと切りがありませんので、今日は、この辺りで止めておきますが、もう一遍だけ言うと、将来を考えて行動を起こさなければ、もう

間に合いません。現状を守ろうと先送りするのは、もうやめにしたい、
そのような思いで、あらゆる施策、事務事業に取り組んでいます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

秋田議員。

以上で、私の一般質問を終わります。

○宍戸議長 以上で、秋田議員の質問を終わります。

ここで、換気のため、15時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時19分 休憩

午後 3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

2番 田邊議員。

2番、シセイクラブ、田邊介三です。

大枠2点、質問いたします。

近年、異常気象による災害が頻発しており、農地や農作物に甚大な被害が出ております。今後も大きな災害が起こる可能性は高いと思われます。そういうリスクがある中で、農業経営のリスク・マネジメントの方法として収入保険への加入が有効と考えます。

収入保険は、農業経営全体を対象とした保険制度です。全ての農作物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下も含めた収入減少を補填するものです。

最初の質問に入ります。

収入保険への加入状況を把握しておられるか、伺います。

答弁を求めます。

石丸市長。

収入保険の現状について詳細を、部長から説明をさせます。

森岡産業部長。

収入保険については、農業共済組合が業務を行っております。

問合せをしたところ、令和3年度集計で、個人104経営体、法人17経営体の合計121経営体の加入がありました。

加入条件が青色申告であるため、農業をされて青色申告している経営体が261経営体でありますので、加入率は約46%となります。

答弁を終わります。

田邊議員。

しっかりと把握されているようで安心いたしました。

先ほど加入率が46%ということでしたけれども、これは多いと感じられますでしょうか。それとも少ないと感じられますでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

- 石 丸 市 長 市として特段、この目標値を定めているわけでもありませんので、多いとも少ないとも評価しかねます。
- 宍 戸 議 長 答弁を終わります。
- 田邊議員。評価しにくいというお答えでした。私は、少ないと感じております。それでは、次の質間に移ります。
- 昨年、大きな被害がありました。収入保険の支払い状況など把握しておられるか、伺います。
- 宍 戸 議 長 答弁を求めます。
- 森岡産業部長。令和3年度の支払い実績で、個人46経営体、法人6経営体に支払われております。総額は6,943万円となっています。
- 宍 戸 議 長 答弁を終わります。
- 田邊議員。こちらもしっかりと把握されているようで安心いたしました。
- 昨年は、災害があったということで、収入保険の対象者が増えたということもあるんですけれども、実際には米価が1割下がったということがあり、対象者が多いということも聞いております。しかしながら、実際に災害の被害によって対象となった方がおられるのも事実ですので、そういう方にとって非常に助かる保険なのかなと感じております。
- それを踏まえまして、次の質間に移ります。
- 先ほど市長の答弁の中で、農済がやることなので評価しにくいということではあったんですけども、評価というわけではなくて、収入保険への加入そのものを市として推進する考えがあるか、伺います。
- 宍 戸 議 長 答弁を求めます。
- 森岡産業部長。幾つかある農家のセーフティーネットの中で、この収入保険は、原則として全品目をカバーし、品目にかかわらず、経営全体の収入が減った場合にも補填をされます。経営リスクを踏まえて加入を検討するよう、引き続き紹介をしていきます。
- 宍 戸 議 長 石丸市長。
- 石 丸 市 長 少し補足をします。
- まず、そもそもなんですが、おおよそ保険というものは、多分書いてあるんですね。御自身の判断で入ってくださいと。
- 先ほど、主体が農業共済組合だと確かに申し上げたんですが、肝心なのは、そこではなくて保険というもの、その金融商品ですね。その性質からして、御質問の中で「市が推進」という表現だったんですが、市は推進し得ないんじゃないかなと思います。
- というのは、保険料が当然ある話で、それとの比較で保険金ですね、そのリスクの大きい小さいを加味して、入るか入らないかというジャッジで成り立っていますので、確かに、こういうものがありますよぐらい

の、先ほど部長が申し上げた紹介は可能かと思いますが、そこからさらに踏み込んで、これはいいものだ、皆さん入りなさいよとなると、私は、それは法に触れてくると思います、恐らく。厳密にちょっと確認したわけではないんですが、元金融機関の立場からして、そのような勧め方は危ういだろうという認識です。

○宍戸議長

答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員

おっしゃるとおりですね、保険ですので農業者自身が判断すべきものだと思います。しかしながら、現実としては46%の方しか加入しておられないというところがありますし、掛金というのもも存在するので、そこを加味しながら入るかどうかの判断は、されるべきであろうというのは重々承知しております。

ただ、以前の一般質問の中で僕が質問した際に、補助金は、要は市からの投資であると。やはり経営が長く続いているための投資であるというふうなお話をさせていただいたことがあります。

実際、農業者に結構補助金は投入されていると思うんですけども、そういうった経営体が、例えば災害であるとか、その他の理由で経営を続けられなくなってしまうというのは、やっぱり市にとってマイナスであると考えます。

また、国の補助金を使う際に、収入保険の加入が条件となっているものがあります。これは先ほど話したとおり、税金を投入するわけですから、経営そのものが継続できるようにという考え方からです。この考え方方は非常に合理的だと思います。全てとは言いませんけれども、本市の補助金の中で金額が大きいものに対して、収入保険の加入を条件につけるということを1つの手段と考えられると思うんですけども、いかがでしょうか。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

これまでそういう正直、議論を、協議をしたことがないので、ちょっと今、即答ができないんですが、直感的に、そうした条件がいいのかな、よくないんじゃなかろうかという気はします。ただ、すみません。明確に根拠を持って、いや、それはできませんとまではちょっと、現時点で私からは思いつかないので、少し市で検討してみたいとは思います。

○宍戸議長

答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員

やはりちょっと最近は、予期せぬことが起こり得る時代になっておりますので、セーフティーネットである収入保険に入っていただいて、助けになるような、そういうことが起きないのがベストではあるんですけども、そういうリスクが高い中での収入保険というものなので、ぜひとも市の中で協議していただけたらと思います。

質問で終わらないといけないですかね。

- 宍戸議長 再度確認されますか。
- 田邊議員 すみません。もうちょっと付け加えます。
現在、収入保険、今、災害が起こったときに、農地そのものが崩れたりであるとか、そういった大きなことになってくると、やはり市の助けというものは必要だと思います。
- ただ、実際、災害が起きたために農作物が駄目になって、収入が減ってしまったときに、行政に何とかしてくださいという声も実際あるとは思うんですけども、そういったことの類いは、やはり役割としては収入保険等の、そういった保険が役割を担うべきであると考えます。
- 実際、そうやって自分のお金で掛金を払った上で、そういった災害が起きて被害があったときに、その保険によって補填される方も実際おられる中で、そういった自助の部分をせずに災害があつてから、やはりちょっとここは行政、何とかしてえやというのは不公平感が生まれると思いますので、何とかそういった部分をしっかりと周知するという部分を含めて、働きかけをしていただきたいと思いますので、そういった考えがあるか、いま一度お聞きいたします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
- 石丸市長。 そういう意味では農業に限らず自助、原則としては自己責任で、この社会は成り立っています。なので、何かあったら行政が何とかしてくれるということはないんですね、現実的に。まず、その理解をしっかりと持ってもらって、だから、保険が要るのか、いや、それでも要らないのかというものを正しく選択してもらう必要があると思います。その意味では、先ほどの紹介、田邊議員には周知という言葉を使いましたが、情報の提供、それは市として、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
- 田邊議員。 それでは、次の質問に移ります。
- 田邊議員 本市の農業施策について質問いたします。
- コロナ禍による需要の低下、自然災害、鳥獣被害、高齢化など様々な課題がありますが、円安や原油高による肥料や資材の高騰も農業経営に大きなダメージを与えております。農業は生産コストの増加を価格に転嫁できない場合が多く、このままでは廃業の可能性もあるという声も聞きます。国や県も、いろいろな支援策を出してますが、その対象から漏れるところを救うのが市の役割ではと考えます。
- 本日、①の質問は、本日可決されました補正予算の中に飼料価格高騰緊急対策事業補助金が含まれていますので、質問を飛ばして、2に入ります。
- 今年度から、堆肥の補助金が半額に減額されました。今年の4月から7月中旬までの堆肥の販売数量は126トン、令和3年の同時期の堆肥販売数

量は286.5トン、令和2年の同時期の堆肥販売数量は180.4トンと、ばらけてはいるのですが、減少傾向なのではと感じております。

堆肥を散布するのは秋が終わってから、これからが本番というものですので、補助金の減額が、影響があったかどうかというのは正直、分からぬ部分ではあるんですが、今後その動向は、注視したいと考えております。

今、肥料価格の高騰により、堆肥活用のニーズが高まるとも考えられます。市場原理からすると、需要が高まれば価格も上がるわけですが、支援策と捉え、堆肥の補助金額を元に戻す考え方があるか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 結論から言えば、補助金を元に戻すという考えはありません。それは、先日、委員会だったかと思いますが、お伝えしたとおり、補助金というのは、ないほうがいいものです。それについては御理解をいただけたように感じています。

今回のお話に出た、その堆肥の補助ですけれども、市が管理している3つの堆肥センターの利用のみを対象としていました。民間が対象外だったんですね。先ほど言及がありました、市場原理ですね。自由な競争、これを妨げてしまうおそれがあるというところから、この助成金をなくすこととしたというのが、これまでの経緯です。

むしろ、この堆肥センターについては、足元のニーズの高まりをうまく生かして、独立運営に向けて指導していきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 先日の予算委員会の市長の答弁、理解しております。その考え方というものは、私も基本的には賛成です。

私は、補助金をなくして、農業者が自分で価格を決めるという、そういった仕組みをつくってくれたほうが、よっぽどいいと思っております。ただ、先ほどの質問でも言いましたけれども、消費税が上がろうが、最低賃金が上がろうが、生産コストが上がろうが、価格に転嫁できないというのが多くの農業者の状況です。

この現状の中で補助金は要らないというのが簡単には言えません。今コロナ禍で、また原油高、いろんな状況があります。支援策として、いま一度聞きますが、支援策として一時的にでも、堆肥の補助金額を基に戻せないか、いま一度お聞きします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 戻せません。

もう一回お伝えしますが、民間がここにあります。そことの競争力の差、要は、手助けてしまっている部分、ここをなくすというのが、この助成の廃止です。ですので、もし田邊議員のおっしゃるような趣旨で、

何か行政が手を出すとしたら、民間も含めて丸抱えで、この堆肥関連の補助金をつくらなければならなくなります。

繰り返しになりますが、限られた資源の使い道として、それは妥当ではないと現状は考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 それでは、次の質間に移ります。

本市の環境は中山間であり、平野の農業と比べると生産性が劣ります。また、高齢化が進み、兼業農家の割合が高く、水稻が多いというのが状況です。

市長は、昨年の3月定例会の一般質問で、水稻が多いというのが本市の課題と認識しておられました。決して水稻が悪いと言っているわけではありませんので、誤解のないようにお願いします。

また、先ほど芦田議員の総合計画の答弁の中で、市の基本方針を持つ必要があると言われました。そういう意味で今後、本市ではどういった農業を目指すのでしょうか。

① に入ります。

水田活用の直接支払交付金の交付対象が厳格化され、令和8年度までの5年間で、水稻の作付を一度も行わない農地は対象から除外されることとなりました。国は、主食用米からの転作を推進してきたにもかかわらず、矛盾していると言わざるを得ません。

本市でも振興作物として、野菜、花卉、果樹などへの転作を推進してきましたが、生産者からすると、寝耳に水です。国の施策なので、本市で独自にというわけにはいきませんが、国に対して中止を求める意見書を出す考えがあるか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

この件については、国から県農業再生協議会というのを通じて、制度の運用に関して意見聴取があった際、既に課題を提起しています。ですので、今、田邊議員がおっしゃった内容等、容易に想像がつく、それはそうだろうという課題ですね。これらについては、お伝えをしてあります。

さらに、国は、生産現場の課題を把握、検証しつつ、対応していくとしていますので、JAとも協議しながら、国には状況を伝えていきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 既に伝えてあるという答弁でしたので、安心いたしました。

それでは、次の質間に移ります。

コロナウイルス、円安、原油高騰、戦争などの海外の影響で、国内の農業生産が維持できないという脆弱性が表面化しました。肥料代が1.5

倍から2倍近くになるなど、誰が予想したでしょうか。日本の自給率はカロリーベースで40%弱と低い数字ですけれども、その40%弱を作り出すための肥料の原料は、国産がほとんどなく、輸入に依存しているというのが現状です。「今までどおり」がこれからも続けられるとは限りません。依存するのではなく、地域資源を有効に活用していく方法として、循環型農業へ取り組む考えがあるか、伺います。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

今、食料自給率という、私がとても好きな言葉が出てきたので、本當であれば反問権を使って、これをただしていくというのをやりたいところではあるんですが、恐らく田邊議員御自身は、よくよく認識をされて、理解された上で触れられたのかなと思うので、もう私の答弁のほうで説明をしていきます。

まず、この食料自給率という数字の使い方です。言ってしまえばポジショントークです。ポジショントークというのは、片仮名でなじみがないかもしれませんですが、自分の立場あって話をしている話なんですね。例えば、私が金を持っていますと。それは金、値上がりするという話になりがちですよね。下がると思ったら売ってますから。これがポジショントークです。金融業界の話ですね。

別に悪いというものではありません。その証拠に、言ってしまえば、宗教もポジショントークです。自分が信じてる宗教がいいものだからといいますよね。入っていない宗教を勧めるの聞いたことないですよね。なので、世の中に割合、一般的にあるものです。

ただ、大事なのは、全て主觀の話なので、客観的なものではないというのを踏まえて聞かないといけないんですね。これがポジショントークを扱う上での注意点。

どこがポジショントークかというと、食料自給率40%、これ、ちゃんとカロリーベースでというふうに言われたかと思うんですが、カロリーベースを使ってるのは世界で、まれです。日本と東アジアの数か国しかないはずです。世界的には生産額ベースで語ります、自給率。そうしたときに日本のそれは、たしか六十六、七、7割近くです。農業大国と言われるフランス、80%です。日本とあまり変わらないですよね。これが事実です。40%という数字を出すときには、意図的に低い数字が出るように、その人たちは使っています。ただ、うそではないですね。

そうしたときに、この数字で上がっている必要があるのか。私は、ないと思います。なぜならば、その議論を延長されれば、もっと真剣に考えないといけないのがエネルギー自給率です。御承知のとおり、エネルギー資源、乏しい国なので、自給率1割ぐらいしかありません。欧米の日本より小さい国でも割合は、もっともっと高いです。特に化石燃料ですね。ガソリンとか灯油に限れば、ほぼゼロです、日本は。

そうしたときに、エネルギー資源が買えなくなったら、草刈り機すら

回らないですよ。そっちのほうがよっぽど重大だと思います。そういう意味で、食料自給率云々で慌てないといけない、頑張んないといけない、そのようなことはないだろうという認識をまず持っています。

その上で本題に入っていくんですが、循環型農業というのは、農家にとっては選択肢の1つだと捉えています。しかし、多くの農家が選択するには、あまりにハードルが高い。それはコストが高かったりという話です。ですので、市として農業政策として推進するのは難しいという認識でいます。

先ほどの話の中で「脆弱性が表面化した」という言葉があつたんですが、それが示すとおり、海外の影響で日本の産業が維持できなくなつたとすれば、それは、そもそも日本の産業が持つ競争力の欠如、生産性の低さが問題です。

なぜならば、全世界的に同じ、ほとんど同じ影響を受けているからです。だとするならば、ここで日本が、日本という国が経済政策として何をすべきかというのは、小手先の対応ではないと思います。こういうときだからこそ本質を議論すべき、日本の農業には何が必要なのか、どうやって競争力を高めるのか、その観点が必要だと考えています。

○宍戸 議長

答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊 議員

エネルギーの自給率の話もちょっと出たので、循環型農業だけじゃなく、市全体でそういった自給というものは考えていかないといけないんだと思います。先日の予算委員会の中で南澤議員の答弁に対して、南澤議員が循環型農業について質問されました。そこで市長の答弁としては、国や県の動きを見ながらという答弁があつたかと思われます。

しかし、先ほどの水田活用の直接支払交付金の質問でも分かるように、国があんな形で、あんなふうに国の施策で現場が振り回されではですね、なかなか大変だなというのが正直なところです。もちろん国からの交付金がなければ、市が成り立たないというのも事実です。

とはいえる、先ほど市長がおっしゃったエネルギーであるとか、循環型農業であるとか、市全体で全てを自給することは、とてもじゃないですけど不可能だと思いますけれども、一部でも自給できる体制があれば、何かあったときのダメージが軽減されるのではないかと思います。市として、できるチャレンジがあるならば、それはぜひチャレンジしてみるべきではないでしょうか。

○宍戸 議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸 市長

田邊議員のおっしゃるリスクヘッジというのは、そのとおりだと思います。大事なものは分けて保管しておこうというような話ですね。1か所に集めておくと全部駄目になっちゃうと。そういう意味では分散させていく。もっと言うと産業の多様化ですね。ただ、それは、これまでいろいろな面で取り組んできたはずです。そうしたサイドからのリスク

ヘッジは私も進めるべきだと思います。

一方で、今お話があった中ではチャレンジという言葉がありました。チャレンジ、非常に前向きな響きではあるんですが、こうした事業における投資的なチャレンジは、私は正直、及び腰です。なぜならば、これ、すごく大事なんですが、ビジネス、事業における投資というのは大前提があります。

まず1つ、余裕資金でやる。当たり前ですよね。皆さんも個人資産の運用で多分、金融機関に言ったら言われると思います。生活がかつかつなのに、それを投資に回しちゃ駄目なんですね。あくまでも余裕資金でやるべきです。そうしたときに市に、あまりそれがないのは御存じなはずです。

2つ目、ある意味、私はこっちのほうが、認識が、なかなかなくて、理解がなくて困るなど。困るなというのは安芸高田市に限らずですよ。日本のある自治体が派手にこけてきたのは、こっちです。投資というのは専門家がやるべきです。素人が生半可な知識で手を出しちゃ駄目なんですよ。

日本の企業でいえば、例えば商社とかがですね、何千億円というプロジェクト、海外で投資とかしてます。この前もロシアでありましたね。あれは、その業界の第一人者たちが知恵を絞って投資の決定をしているわけです。もちろん100%うまくいく保障はないんですが、それでも、これまでおよそ、あれ以上の人はいない人間が集まって判断をしています。いわんや、自治体においてもです。そんな人材は、まずいません。

農業に限らず、観光もそうですし、ほかの産業でもそうです。専門家がいないにもかかわらず、何かの交付金であったり、国から下りてくるお金ですね。もしくは何かの基金、そういうのがあった。これでいっちょ、やってみるか。景気はいい、威勢はいいですが、そんな投資はうまくいかないですよ。というのは、既に安芸高田市として痛感しているところだと思います。

ゆえに、話を戻すと、産業における投資的なチャレンジ、基本的には慎重であるべきと考えています。

○宍 戸 議 長

答弁を終わります。

田邊議員。

○田 邊 議 員

今の答弁の後にですね、ちょっと聞きづらいんですけども、芸北きれいセンターという、ごみの処理状況ですけれども、令和2年のデータで1日当たり、これは、年260日換算ということにはなっております。1日当たりが、約41トンの焼却ごみが出ております。燃えるごみの内訳で、生ごみ38%、手つかず食品7%となっております。

これを全部というわけではないんですけども、堆肥化できれば、ごみの削減にもつながりますし、生ごみを燃やすために重油などの化石燃料を使う量も減ります。それにより炉への負担が減ることで、炉の寿命を延ばす可能性もあります。また、当然、堆肥の原材料が増えるわけで

すから、販売収入があります。

もちろん収集・運搬の課題はあり、先ほど市長がおっしゃったとおり、専門家がいないということでハードルは、かなり高いというのが現実だと思います。それでも、そういうことを取り組む価値がある、そういう可能性のあることだと思いますけれども、いま一度、市長のお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今、話に出ました、きれいセンターの発展的な活用については、あらゆる選択肢を検討しているところです。

ただ、既にこれをですね、これまでのところで明らかなんですが、例えば、ついこの前まで盛り上がっていたトンネルコンポストとかですね。ここにいらっしゃる、かなりの議員の方が現地に視察まで行ったが、どうでしょうか。この前の結果、まとめとしては、実用化に堪えないと。現実的じゃないという結論に至っているんですね。何のための視察だったんだというのもあるんですが、そういう検討は結構なんですけれども、そんなおいしい話が、そこらにたくさん転げているわけもありませんので、慎重に検討していくべきだと思っています。

ただ、可能性は排除しませんので、もし何か議員のほうで面白い例等あれば、また御提案いただければと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 こういった問題は過去、先ほど市長の答弁があったように、いろいろ議論されてきたのは知っております。実際、そこで、なかなか実現するには難しいハードルも多々あるのも承知しておりますけれども、ＩＣＴの活用であるとか、今後AIの活用であるとか、そういう新しい技術がどんどん出ておりますので、そういうことも踏まえて新しい技術によって、今までできなかつたことができる可能性があるというのも今後、ちょっと注視していきたいなと思っております。

よく、この循環型農業であるとか、先ほど、エネルギーの自給の話をすると、どうもイメージがすごく大きなものになってる方が非常にたくさんおられるなというのは昔から感じております。

大きい仕組みをどんとつくろうと思うと、やはり失敗するリスクもありますし、先ほど市長がおっしゃった余裕のある資金、資金に余裕があるときには、それができるんだというようなところで、お金がない中で無理をして、失敗して大赤字というパターンが、よくあったというのも記憶しております。そういうことではなくて、できるだけ小さい枠で循環の仕組みというものをまずつくる。それがうまくいくようにして、それを広げていく。まさに、今いろいろやられているのが多分、鳥獣対策のモデル事業だと思います。

そういう中で本市には、堆肥を作る施設もありますし、畜産農家も

ある。また、堆肥を使って飼料米を作るということもできます。これら、その単体は存在するわけで、ここをうまくつなげる、バランスよくつなげるということができれば、単に物の流れをつなぐというだけでなく、お金の流れも含めた仕組みをつくる必要があるんですけれども、それをできるだけ小さい枠でつくっていく、循環できる仕組みをつくっていければ、得られるメリットも大きいと感じるんですけども、何度も聞きますが、大きなものというよりは小さな仕組みをちょっとずつ、つくっていくという考えに対してはどのような御意見があるか、お考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 小さな取組と言われたときに、ぱっと思いつくのが生ごみ処理機の普及とかなんですかね、既に御承知のとおり、あれはあれで、うまくいっていませんので、なかなか難しいなという感想です。

小さな仕組み、例えば身近なところで循環型を生み出すという話であるならば、既にやっていたのですが、清流園、汚泥の処理ですね。下水、人の廃棄物、あれを堆肥化するというのをやってきましたが、今年度でやめました。やめた結果、どうなったか。4,000万円浮きました。これが身近にあった循環型の功罪の罪のほうですね。

多額なコストをばらまきながら、これまでやってきた。何でこんなのが始めたのというのが私の感想だったんですが、よかれと思ったんでしょうね。循環型、耳に聞こえがいいので、さわりがいいので、ええもんじやないかとやった結果が4,000万円の毎年の流出だったので、やはり慎重であるべきじゃないかなと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

○田邊議員。

清流園に関しては、イメージで申し訳ないんですけれども、ちょっと市が関わり過ぎたのかなというのが正直な印象です。やはり先ほど言ったように、でっかいものをつくり過ぎてしまったというのが、やはりうまくいかなかつた1つの例ではないかなと考えております。

ただ、この話がなかなか平行線にはなってきているような感じはしますが、やはり安芸高田市そのもの、結構魅力あるまちだと思っております。単純に森も多く、それらを資源として活用する、そういう仕組みがしっかりとできれば、もっとうまく回る部分も多々あると思いますし、市内の中でそういう循環、農業に限らず、いろんなエネルギーとしても、回っていくような仕組みそのものができたほうが、やはり中に暮らす人にとっても便利なもの、例えば、まきストーブであるとかでも、やはり山のまきを使ったりですとか、そういうこともできてくると思いますので、そういう中でまた新しい産業が生み出される可能性もあります。

ぜひともそういう安芸高田市の資源を有効活用するという部分をい

ま一度、市長のお考えをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

農業に限らず、いろんなところで循環型というのは求められているわけなんですが、やはり今お話を伺って思いついたのは農業でした。実際、これまでも行われた、小玉梨を使ったジュース、あれも1つの循環型だと思います。あれですごくいいなと、大事だなと思ったのは、リスクを大人が取るんですね。ただ、挑戦を子どもたちにさせてあげる。循環型といつても、当人が全部を持つのではなくて、リスクとそのリターンが返ってくる。

仕儀的には、この場合でいえば高校生なのかもしれないんですが、成功体験という意味でですね。でも、これがうまく軌道に乗れば、それは巡り巡って、そして今度は全員のリターンになりますので、まず、挑戦する人のリスクを限定し、その分をヘッジして、取れる人が取る。ここでは梨の生産者の方になるのかもしれないですが、あるいは自治体の協力というものも、そういうときには可能かもしれません。そういう意味で、これはどこかのフレーズにあったんですが、オール安芸高田という観点で、このリスクの分散、そしてリターンの追求、これをこれからも続けていきたいと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

田邊議員。

今おっしゃった部分は教育の部分になってくるのかなと思いますし、その話をすると多分もっとしゃべってしまいますし、それについての通告は出しておりませんので、今日の質問は、これで終わりにしたいと思います。

○宍 戸 議 長 以上で、田邊議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

皆様、そのままでお待ちください。

~~~~~○~~~~~

午後 4時16分 休憩

午後 4時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍 戸 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

○宍 戸 議 長 以上で、本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。

次回は、明日午前10時に再開いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員